

令和6年度・令和7年度  
家庭系可燃ごみの有料化の効果に関する調査  
報告書

2025年6月

公益財団法人 古紙再生促進センター

## もくじ

|   |    |
|---|----|
| 1. はじめに.....  | 1  |
| 2. 有料化と組成調査の関連性に関するヒアリング調査結果.....                       | 2  |
| 3. 有料化を導入している市の減量効果まとめ.....                             | 4  |
| 4. 有料化の効果等に関する文献調査.....                                 | 8  |
| 5. 東京二十三区清掃事業の役割分担～二十三区、東京二十三区清掃協議会、東京二十三区清掃一部事務組合～ ... | 24 |

## 1. はじめに

ごみの有料化には、いくつかの効果が確認されています。ごみ排出量の削減、リサイクルの推進、上記による焼却場や最終処分場の延命化、ごみの排出に対する住民意識の向上などです。ただし、デメリットも存在します。例えば、金銭的負担の増加や不法投棄の懸念などがあげられます。多くの自治体では監視カメラの設置やパトロールなどの対策を講じ、不法投棄の増加を抑えています。このように、ごみの有料化は環境負荷の軽減やリサイクルの促進に寄与する一方で、住民の協力や適切な運用が重要といえます。

今回の調査(分析対象 329 市)の家庭ごみ有料化による減少効果及び減少率は、全体平均で 263.4kg/年・人(導入前)⇒245.7kg/年・人(導入年)となり、結果は-17.7kg/年・人(-6.7%)でした。導入前よりごみ原単位の減少がみられた市は 250 市、導入前よりごみ原単位の増加がみられた市は 79 市で、76.0%の市で減少がみられました。

文献調査では、今回収集したすべての文献に触れることはできないので、ごみ有料化による減量効果及びリバウンド現象という 2 つを検証した文献を選択し、その内容を紹介します。

東京の清掃・リサイクルに関する役割については、「収集・運搬」に関する業務を「二十三区」が、「中間処理」に関する業務を「清掃一部事務組合」が、「最終処分」に関する業務を「東京都」が担っています。なお、「清掃協議会」は、二十三区の統一性を確保するための各区間の調整や共同事務による管理執行・調整業務を担当しています。これらのことから、東京都及び二十三区の清掃・リサイクル業務は他の自治体と機能や特性が異なり、横断的な組織であることが分かります。

## 2. 有料化と組成調査の関連性に関するヒアリング調査結果

### 【目的】

本調査は、ごみの組成を公開し、家庭系可燃ごみの有料化を実施している 155 自治体において有料化の実施前後の組成結果（資源化可能な紙、資源化できない紙の割合など）を収集・分析し、有料化による可燃ごみ中の資源化可能な紙の減少効果を確認することを目的として実施しました。

### 【調査方法】

次の 4 項目について、155 自治体の担当部署等に対し、電話による口頭での聞き取り調査を実施しました。なお、担当職員の不在等の理由により、口頭での聞き取りができない場合は、アンケート形式により回答を得ています。

- ① 「家庭系ごみ袋」の有料化制度の導入年・月について
- ② 有料化制度導入年の前後それぞれ 3 年程度の期間に、「家庭ごみ（可燃）」の組成調査の実施について
- ③ 上記②以外の時期で「家庭ごみ（可燃）」の組成調査を実施している年について
- ④ 有料化制度の導入により、家庭ごみの減量効果はあったか、その後持続しているかについて

### 【調査結果】

- ・期間内に回答のあった自治体が 117 件(75.5%)、回答のなかった自治体が 38 件(24.5%)となっています。
- ・ごみ有料化の導入年は、155 自治体中、2000 年以降が 108 件、2000 年以前が 40 件となっています。なお、記録が残っていないためわからないと回答した自治体(千葉県多古町)を含め 7 件が導入年不明となっています（調査項目①）。
- ・上記の 2000 年以降にごみ有料化を導入した 108 自治体中、有料化導入年前後に組成調査を実施しているとの回答が 41 件ありましたが、組成調査結果を確認することができたのは 23 件(表 2.1)でした（調査項目②）。なお、導入年以降(現在に至るまで)に組成調査の実施実績がある自治体は 66 件となっています（調査項目③）。

表 2.1 有料化導入年前後に組成調査を実施している自治体

| 都道府県 | 自治体<br>(有料化導入年前後に組成調査を実施) | 自治体<br>(導入年のみまたは導入後のみ実施) |
|------|---------------------------|--------------------------|
| 北海道  | 札幌市、恵庭市、江別市               | 函館市                      |
| 青森県  | 八戸市                       |                          |
| 秋田県  |                           | 秋田市                      |
| 千葉県  | 千葉市                       |                          |
| 東京都  | 町田市                       | 国立市                      |
| 神奈川県 | 藤沢市、鎌倉市                   | 茅ヶ崎市                     |
| 石川県  |                           | 金沢市                      |
| 長野県  | 長野市、須坂市                   |                          |
| 愛知県  | 田原市                       | 武豊町                      |
| 滋賀県  | 草津市                       |                          |
| 京都府  | 木津川市                      |                          |
| 奈良県  | 生駒市                       |                          |
| 岡山県  | 岡山市                       |                          |
| 福岡県  | 福岡市                       |                          |
| 熊本県  | 熊本市                       |                          |

有料化制度の導入による家庭ごみの減量効果について、“効果があった”、“比較的効果はなかった”、“減量効果があったか不明”の3つに区分したところ、“効果があった”とする自治体は101件でした。その内容をみると、「有料化制度だけではなく、人口減少や物価高騰などの社会情勢や行政による各種ごみ減量施策の実施などの複合的な要因がごみの減量効果につながっている」という意見が多くみられました。

また、「導入直後は効果があったが期間の経過とともに効果が薄れてきている」という意見もみられます。

一方、“比較的効果はなかった”とする自治体は7件でした。その主な理由は、「制度導入後すぐにコロナ禍に見舞われ予定したごみの排出減にはつながらなかった」（京都府木津川市）、「現在のごみ袋の料金設定では、市民の負担も少ないことから効果はそれほどない」（愛知県津島市）などでした。また、導入年が古く当時の記録がない等の理由で“減量効果があったか不明”の自治体は、9件でした（調査項目④）。

### 3. 有料化を導入している市の減量効果まとめ

#### 総括【結果概要】

- ・全国 792 市のうち、家庭ごみの有料化を導入している市は 485 市(導入率:61.2%)でした。
- ・市の有料化導入率が 100%の都道府県は、東京都、鳥取県、島根県、佐賀県、大分県、沖縄県でした。
- ・市の有料化導入率が低い都道府県は、岩手県(7.1%)、埼玉県(12.5%)、福島県(15.4%)、群馬県(16.7%)でした。
- ・有料化の導入は、2000(H12)年から 2005(H17)年度にかけて件数の右肩上がりの伸びがみられました。
- ・分析対象 329 市のうち、導入前よりごみ原単位の減少がみられた市が 250 市、導入前よりごみ原単位の増加がみられた市が 79 市で、76.0%の市で減少がみられました。
- ・有料化によるごみ量の減少効果及び減少率は、全体平均で 263.4kg/年・人(導入前)⇒245.7kg/年・人(導入年)で、-17.7kg/年・人(-6.7%)でした。

#### 1 市の有料化導入数・導入率

2024 年度現在、全国に 792 市あり、そのうち家庭ごみの有料制度を導入している市は 485 市(61.2%)あります。有料化を導入している市の有料化導入率を都道府県別にみると、導入率 100%の都道府県は 5 都県(東京都、鳥取県、島根県、佐賀県、大分県、沖縄県)でした。

一方、有料化導入率の低い都道府県は、岩手県(7.1%)、埼玉県(12.5%)、福島県(15.4%)、群馬県(16.7%)となっています。全体的に西日本側の市で有料化導入率が高い傾向がみられます。

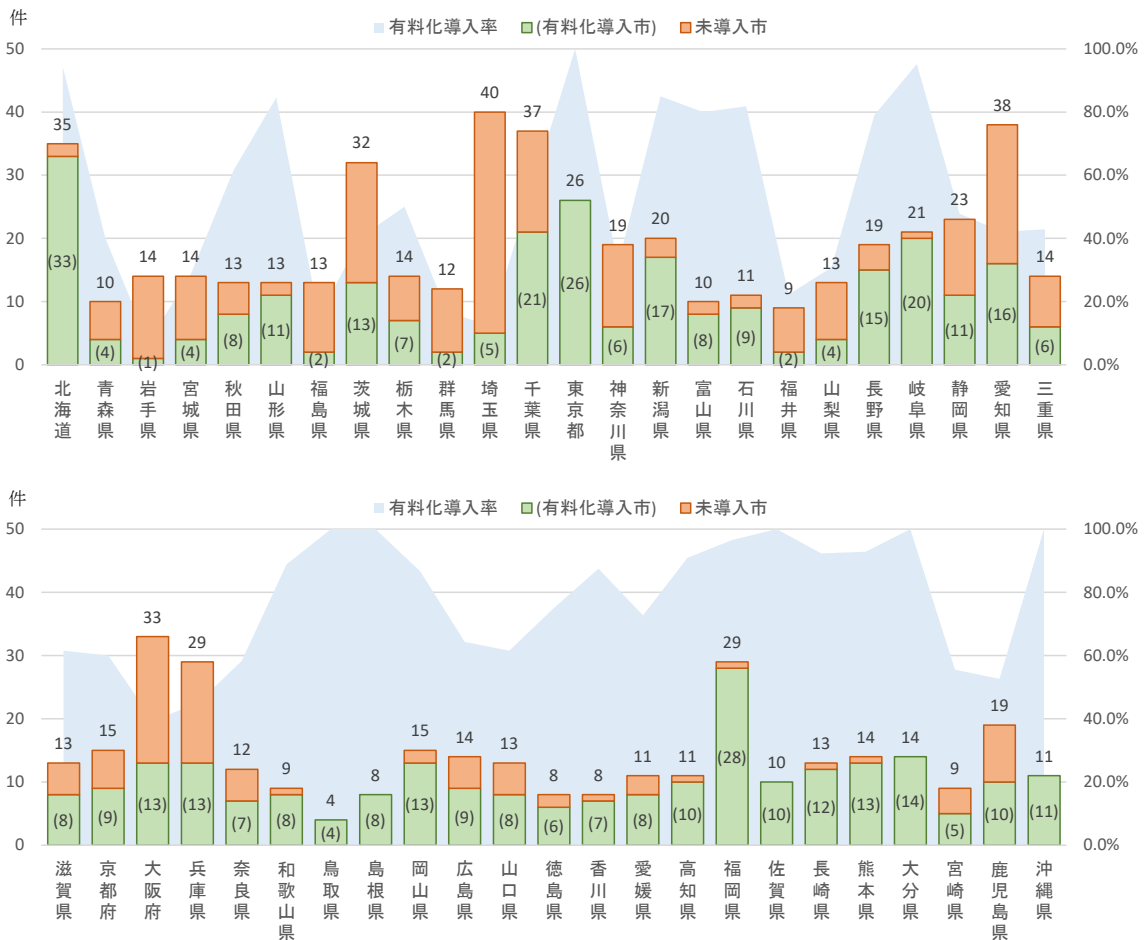


図 3.1 市の有料化導入数・未導入数(都道府県別)

## 2 市の有料化導入状況(導入年)

485 市の有料化導入状況について導入年別にみると、2000(H12)年よりも前に導入している市が 142 市でした。調査対象としている 2000 年以降をみると、2000(H12)年度から 2005(H17)年度にかけて、導入件数の右肩上がりの伸びがみられました。2005(H17)年度をピークに導入件数は減っていますが、2022(R4)年度まで導入が 0 件の年度はありませんでした。

2000(H12)年度から 2010(H22)年度は導入数が毎年度 2 桁台となっています。この時期は平成の大合併と呼ばれた市町村の大規模な合併があった自治体の変遷期にあたります。導入数が多いのは、この市町村合併を機に制度を導入した自治体が多かったと推察されます。

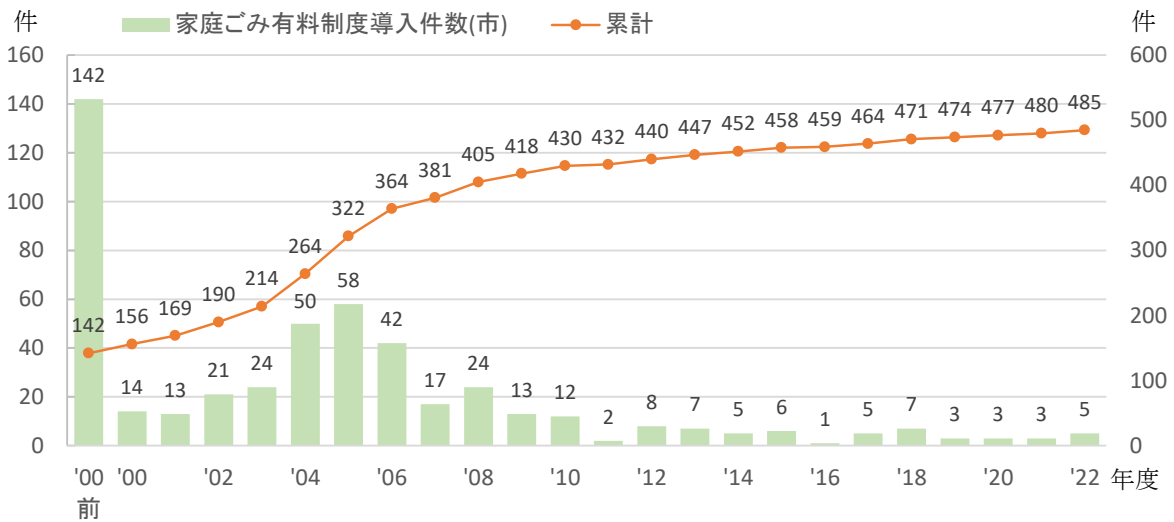


図 3.2 市の有料化導入年

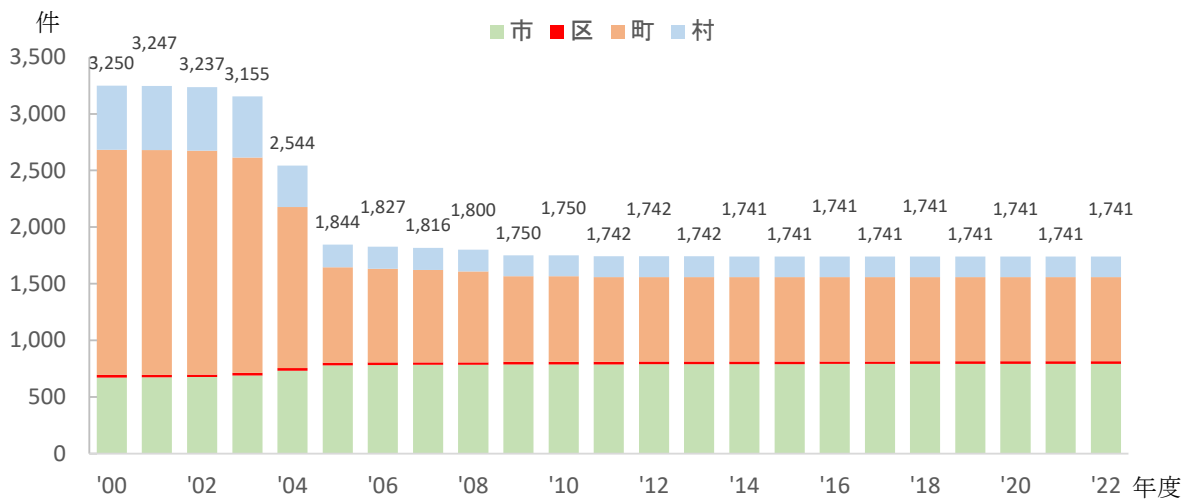
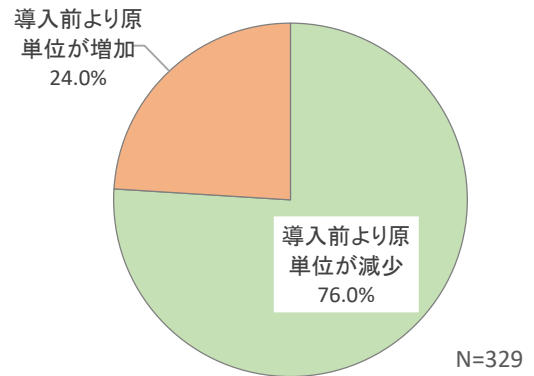


図 3.3 市区町村数の推移

### 3 有料化導入の効果

2001 年度以降に有料化を導入した 329 市について、導入年と導入年前の生活系ごみ量(原単位)を比較した増減件数をみると、「導入前より原単位が減少」が 250 件(76.0%)で 7 割以上でした。



| 区分                    | 件数  | 割合     |
|-----------------------|-----|--------|
| 導入前より原単位が減少           | 250 | 76.0%  |
| 導入前より原単位が増加           | 79  | 24.0%  |
| 合計                    | 329 | 100.0% |
| 導入年より前のデータ無し(2000年導入) | 14  | —      |
| 導入年が2000年以前           | 142 | —      |
| 全体                    | 485 | —      |

※「導入が2000年以前」(142件)、「導入年より前のデータ無し(2000年導入)」(14件)は、比較データが無いため調査対象から除外した。

都道府県別の有料化導入による生活系ごみ量(原単位)の増減件数・割合は、表 3.1 の通りです。

表 3.1 有料化導入による原単位の増減(都道府県別)

| 区分   | 件数              |             |             |                          |             | 導入年が2000年以前 |
|------|-----------------|-------------|-------------|--------------------------|-------------|-------------|
|      | 導入前より原単位が減少した割合 | 導入前より原単位が減少 | 導入前より原単位が増加 | 導入年より前のデータ無し(有料化導入2000年) | 導入年が2000年以前 |             |
| 全体   | 76.0%           | 250         | 79          | 14                       | 142         |             |
| 北海道  | 66.7%           | 18          | 9           | 3                        | 3           |             |
| 青森県  | 100.0%          | 3           | 0           | 0                        | 1           |             |
| 岩手県  | 100.0%          | 1           | 0           | 0                        | 0           |             |
| 宮城県  | 75.0%           | 3           | 1           | 0                        | 0           |             |
| 秋田県  | 57.1%           | 4           | 3           | 0                        | 1           |             |
| 山形県  | 100.0%          | 3           | 0           | 0                        | 8           |             |
| 福島県  | 100.0%          | 1           | 0           | 0                        | 1           |             |
| 茨城県  | 66.7%           | 6           | 3           | 0                        | 4           |             |
| 栃木県  | 83.3%           | 5           | 1           | 0                        | 1           |             |
| 群馬県  | 100.0%          | 1           | 0           | 0                        | 1           |             |
| 埼玉県  | 100.0%          | 3           | 0           | 1                        | 1           |             |
| 千葉県  | 80.0%           | 12          | 3           | 2                        | 4           |             |
| 東京都  | 91.7%           | 22          | 2           | 1                        | 1           |             |
| 神奈川県 | 100.0%          | 6           | 0           | 0                        | 0           |             |
| 新潟県  | 60.0%           | 9           | 6           | 0                        | 2           |             |
| 富山県  | 100.0%          | 3           | 0           | 0                        | 5           |             |
| 石川県  | 83.3%           | 5           | 1           | 2                        | 1           |             |
| 福井県  | 50.0%           | 1           | 1           | 0                        | 0           |             |
| 山梨県  | 75.0%           | 3           | 1           | 0                        | 0           |             |
| 長野県  | 90.9%           | 10          | 1           | 1                        | 3           |             |
| 岐阜県  | 58.3%           | 7           | 5           | 0                        | 8           |             |
| 静岡県  | 60.0%           | 6           | 4           | 0                        | 1           |             |
| 愛知県  | 63.6%           | 7           | 4           | 0                        | 5           |             |
| 三重県  | 80.0%           | 4           | 1           | 0                        | 1           |             |
| 滋賀県  | 0.0%            | 0           | 1           | 0                        | 7           |             |
| 京都府  | 62.5%           | 5           | 3           | 0                        | 1           |             |
| 大阪府  | 100.0%          | 10          | 0           | 0                        | 3           |             |
| 兵庫県  | 66.7%           | 6           | 3           | 0                        | 4           |             |
| 奈良県  | 100.0%          | 5           | 0           | 1                        | 1           |             |
| 和歌山県 | 75.0%           | 3           | 1           | 0                        | 4           |             |
| 鳥取県  | 100.0%          | 3           | 0           | 0                        | 1           |             |
| 島根県  | 83.3%           | 5           | 1           | 0                        | 2           |             |
| 岡山県  | 83.3%           | 10          | 2           | 0                        | 1           |             |
| 広島県  | 71.4%           | 5           | 2           | 0                        | 2           |             |
| 山口県  | 100.0%          | 5           | 0           | 0                        | 3           |             |
| 徳島県  | 40.0%           | 2           | 3           | 0                        | 1           |             |
| 香川県  | 83.3%           | 5           | 1           | 0                        | 1           |             |
| 愛媛県  | 100.0%          | 2           | 0           | 0                        | 6           |             |
| 高知県  | 100.0%          | 2           | 0           | 0                        | 8           |             |
| 福岡県  | 87.5%           | 7           | 1           | 0                        | 20          |             |
| 佐賀県  | 66.7%           | 2           | 1           | 1                        | 6           |             |
| 長崎県  | 42.9%           | 3           | 4           | 1                        | 4           |             |
| 熊本県  | 62.5%           | 5           | 3           | 0                        | 5           |             |
| 大分県  | 75.0%           | 9           | 3           | 0                        | 2           |             |
| 宮崎県  | 100.0%          | 3           | 0           | 0                        | 2           |             |
| 鹿児島県 | 33.3%           | 2           | 4           | 0                        | 4           |             |
| 沖縄県  | 100.0%          | 8           | 0           | 1                        | 2           |             |

2001 年度以降に有料化を導入した 329 市の生活系ごみ原単位について、ごみ有料化の「導入前」「導入年」「導入後 1 年目」「導入後 2 年目」「導入後 3 年目」をピックアップし、「導入前」を基準として、「導入年」のごみ原単位の増減量をみると、全体平均では、「導入前」が 263.4kg/年・人、「導入年」が 245.7kg/年・人となり、-17.7kg/年・人の減少がみられました。増減率は、-6.7% でした。

上位 20 市をみると減少率の幅は-22.2%~-44.5%でした。一方、下位 20 市では、7.1%~39.4% の増加率でした。

表 3.2 生活系ごみ原単位及び導入前基準の原単位増減率(上位 20・下位 20)

|          |          | 生活系ごみ原単位 |       |          |          |          | 増減率(導入前基準) |        |          |          |          |
|----------|----------|----------|-------|----------|----------|----------|------------|--------|----------|----------|----------|
|          |          | kg/年・人   |       |          |          |          |            |        |          |          |          |
| 自治体名     |          | 導入前      | 導入年   | 導入後 1 年目 | 導入後 2 年目 | 導入後 3 年目 | 導入前        | 導入年    | 導入後 1 年目 | 導入後 2 年目 | 導入後 3 年目 |
| 平均       |          | 263.4    | 245.7 | 237.1    | 233.2    | 229.8    | 0.0%       | -6.7%  | -10.0%   | -11.5%   | -12.7%   |
| 上位<br>20 | 北海道滝川市   | 372.5    | 206.7 | 226.8    | 225.3    | 218.8    | 0.0%       | -44.5% | -39.1%   | -39.5%   | -41.3%   |
|          | 沖縄県名護市   | 181.1    | 119.7 | 123.5    | 125.9    | 125.6    | 0.0%       | -33.9% | -31.8%   | -30.5%   | -30.7%   |
|          | 愛媛県西予市   | 347.5    | 233.9 | 220.1    | 204.2    | 217.2    | 0.0%       | -32.7% | -36.7%   | -41.2%   | -37.5%   |
|          | 長野県伊那市   | 343.7    | 232.2 | 237.3    | 236.5    | 228.4    | 0.0%       | -32.4% | -31.0%   | -31.2%   | -33.5%   |
|          | 新潟県上越市   | 335.2    | 228.6 | 233.6    | 243.0    | 233.1    | 0.0%       | -31.8% | -30.3%   | -27.5%   | -30.5%   |
|          | 北海道釧路市   | 406.4    | 282.8 | 288.3    | 277.2    | 257.1    | 0.0%       | -30.4% | -29.1%   | -31.8%   | -36.7%   |
|          | 和歌山県新宮市  | 366.3    | 260.1 | 270.7    | 272.7    | 259.6    | 0.0%       | -29.0% | -26.1%   | -25.6%   | -29.1%   |
|          | 鳥取県米子市   | 357.2    | 255.2 | 254.8    | 245.6    | 253.2    | 0.0%       | -28.6% | -28.7%   | -31.2%   | -29.1%   |
|          | 北海道函館市   | 304.3    | 225.2 | 229.0    | 229.7    | 227.3    | 0.0%       | -26.0% | -24.7%   | -24.5%   | -25.3%   |
|          | 栃木県那須塩原市 | 310.0    | 230.0 | 235.1    | 244.5    | 239.4    | 0.0%       | -25.8% | -24.2%   | -21.1%   | -22.8%   |
|          | 大阪府泉南市   | 268.3    | 199.5 | 212.3    | 206.8    | 197.0    | 0.0%       | -25.6% | -20.9%   | -22.9%   | -26.6%   |
|          | 兵庫県西脇市   | 224.0    | 168.1 | 171.1    | 170.2    | 166.6    | 0.0%       | -25.0% | -23.6%   | -24.0%   | -25.6%   |
|          | 北海道千歳市   | 305.5    | 232.1 | 208.0    | 205.0    | 201.8    | 0.0%       | -24.0% | -31.9%   | -32.9%   | -33.9%   |
|          | 広島県庄原市   | 183.6    | 140.8 | 163.2    | 146.3    | 176.0    | 0.0%       | -23.3% | -11.1%   | -20.3%   | -4.1%    |
|          | 三重県名張市   | 253.1    | 194.2 | 188.8    | 184.5    | 184.3    | 0.0%       | -23.3% | -25.4%   | -27.1%   | -27.2%   |
|          | 岐阜県本巣市   | 177.6    | 137.0 | 150.9    | 160.7    | 164.6    | 0.0%       | -22.9% | -15.1%   | -9.5%    | -7.3%    |
|          | 岡山県玉野市   | 284.9    | 220.6 | -        | -        | -        | 0.0%       | -22.6% | -        | -        | -        |
|          | 北海道恵庭市   | 263.5    | 204.1 | 210.9    | 205.2    | 208.9    | 0.0%       | -22.6% | -20.0%   | -22.1%   | -20.7%   |
|          | 宮崎県延岡市   | 272.3    | 211.3 | 227.8    | 228.7    | 229.9    | 0.0%       | -22.4% | -16.3%   | -16.0%   | -15.6%   |
|          | 大阪府池田市   | 291.5    | 226.9 | 226.9    | 219.4    | 213.8    | 0.0%       | -22.2% | -22.2%   | -24.7%   | -26.7%   |
| 下位<br>20 | 熊本県上天草市  | 157.6    | 168.8 | 166.3    | 171.5    | 171.8    | 0.0%       | 7.1%   | 5.6%     | 8.8%     | 9.0%     |
|          | 三重県志摩市   | 258.0    | 277.6 | 280.7    | 291.0    | 289.2    | 0.0%       | 7.6%   | 8.8%     | 12.8%    | 12.1%    |
|          | 新潟県魚沼市   | 216.0    | 234.3 | 231.8    | 219.2    | 237.4    | 0.0%       | 8.5%   | 7.3%     | 1.5%     | 9.9%     |
|          | 長崎県南島原市  | 227.0    | 246.3 | 230.2    | 248.0    | 252.3    | 0.0%       | 8.5%   | 1.4%     | 9.3%     | 11.1%    |
|          | 東京都西東京市  | 240.9    | 262.1 | 252.1    | 247.9    | 245.0    | 0.0%       | 8.8%   | 4.6%     | 2.9%     | 1.7%     |
|          | 茨城県常陸大宮市 | 212.0    | 231.4 | 266.8    | 231.9    | 228.4    | 0.0%       | 9.1%   | 25.8%    | 9.4%     | 7.7%     |
|          | 静岡県御前崎市  | 243.6    | 271.8 | 246.7    | 242.8    | 254.3    | 0.0%       | 11.6%  | 1.3%     | -0.3%    | 4.4%     |
|          | 北海道美唄市   | 389.4    | 441.6 | 245.0    | 254.4    | 237.4    | 0.0%       | 13.4%  | -37.1%   | -34.7%   | -39.0%   |
|          | 徳島県吉野川市  | 258.3    | 294.2 | 264.1    | 271.5    | 279.9    | 0.0%       | 13.9%  | 2.2%     | 5.1%     | 8.4%     |
|          | 岐阜県飛騨市   | 234.8    | 267.9 | 229.8    | 228.9    | 223.7    | 0.0%       | 14.1%  | -2.1%    | -2.5%    | -4.7%    |
|          | 長崎県対馬市   | 273.8    | 317.3 | 304.7    | 253.6    | 213.2    | 0.0%       | 15.9%  | 11.3%    | -7.4%    | -22.1%   |
|          | 京都府京丹後市  | 255.5    | 296.4 | 248.7    | 254.9    | 225.9    | 0.0%       | 16.0%  | -2.7%    | -0.3%    | -11.6%   |
|          | 北海道北見市   | 327.4    | 382.3 | 286.1    | 287.0    | 270.6    | 0.0%       | 16.8%  | -12.6%   | -12.3%   | -17.3%   |
|          | 新潟県長岡市   | 289.5    | 340.7 | 642.1    | 418.6    | 303.7    | 0.0%       | 17.7%  | 121.8%   | 44.6%    | 4.9%     |
|          | 新潟県見附市   | 234.3    | 277.5 | 479.8    | 261.0    | 238.3    | 0.0%       | 18.5%  | 104.8%   | 11.4%    | 1.7%     |
|          | 東京都東久留米市 | 211.7    | 251.4 | 194.5    | 199.0    | 210.2    | 0.0%       | 18.8%  | -8.1%    | -6.0%    | -0.7%    |
|          | 長崎県西海市   | 193.1    | 238.9 | 206.3    | 218.3    | 207.7    | 0.0%       | 23.7%  | 6.8%     | 13.1%    | 7.5%     |
|          | 岡山県瀬戸内市  | 244.0    | 302.7 | 254.4    | 218.8    | 246.3    | 0.0%       | 24.0%  | 4.2%     | -10.3%   | 0.9%     |
|          | 鹿児島県西之表市 | 263.8    | 345.3 | 305.0    | 248.9    | 200.3    | 0.0%       | 30.9%  | 15.6%    | -5.6%    | -24.1%   |
|          | 長崎県雲仙市   | 213.5    | 297.7 | 198.9    | 193.0    | 192.5    | 0.0%       | 39.4%  | -6.8%    | -9.6%    | -9.8%    |

## 4. 有料化の効果等に関する文献調査

### 1 概要

経済的手法には、プロダクトチャージやユーザーチャージなどがありますが、「ごみの有料化」は、ユーザーチャージに該当します<sup>1</sup>。ごみの排出者を排出削減と資源リサイクルに誘導する狙いがあり、2025年1月現在、全国の自治体（市区町村）の66.3%（表1）が有料化を導入しており、有力な廃棄物施策の一つになっています。

表 4.1 全国市区町村の有料化実施状況（2025年1月現在）

| 市区町村 | 総数    | 有料化   | 実施率 (%) |
|------|-------|-------|---------|
| 市区   | 815   | 489   | 60.0    |
| 町    | 743   | 544   | 73.2    |
| 村    | 183   | 121   | 66.1    |
| 計    | 1,741 | 1,154 | 66.3    |

注) 有料化数は、家庭系可燃ごみを有料化した市区町村の数。東京23区には有料化実施区なし。

出典: 全国市区町村の有料化実施状況

[https://www.yamayashusaku.com/zenkokushikuchoson\\_yuryoka\\_2501.pdf](https://www.yamayashusaku.com/zenkokushikuchoson_yuryoka_2501.pdf)

都道府県別では、鳥取県（100.0）、島根県（100.0）、佐賀県（100.0）、高知県（97.1）、福岡県（95.0）、大分県（94.4）、香川県（94.1）、熊本県（93.3）、北海道（93.0）、岡山県（92.6）、長崎県（90.5）が、実施率90%以上で、実施率20%未満が埼玉県（15.9）、岩手県（3.0）となっています。東京都は、多摩地域の自治体の大半が実施しているのに対し、東京23区が実施していないため、48.4%の実施率です（表4.2）。

家庭ごみの有料化に関する文献は、研究者の研究論文と自治体による調査・分析資料に大別されます。また2007年（平成19年）6月に環境省がガイドライン「一般廃棄物処理有料化の手引き」を初めて作成し、2013年（平成25年）4月に改訂され、直近では2022年（令和4年）3月に改訂・公表しています<sup>2</sup>。

この報告書では、今回収集したすべての文献に触れることはできないので、ごみ有料化による減量効果及びリバウンド現象という2つを検証した文献を選択し、その内容を紹介します。

有料化の料金徴収方法は、(名称は文献によって異なりますが)「単純従量型」、「多段階従量型」、「超過量従量型」などがありますが、「単純従量型」が全国的に約90%を占めるとされています。「単純重量型」は、排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式で、単位ごみ量あたりの料金水準は、排出量に関わらず一定です（均一従量制）。「多段階従量型」は、排出量に応じて排出者が手数料負担するもので、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量あたりの料金水準が引き上げられる方式です（累進従量制）。「超過量従量型」は、排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式です。

有料化の効果とリバウンド現象を検証するためには、たとえば10年など一定期間継続的に排出量の変化を追跡する必要があります。この報告書で取り上げる事例の一つは、東京都の多摩地域の自治体のごみ排出量を追跡し、その効果を検証した研究です。多摩地域は、26市・3町・1村で構成する地域で、2025年6月現在、檜原村を除く29市町が有料化を実施しています。多摩地域25市1町のごみは、東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場において最終処分されています。二ツ塚処分場は、山間埋立処分場ですが、埋立期間終了後（埋立期間:平成10年1月～令和10年3月）は新たな埋立処分場の確保は困難と言われており、そのため積極的にごみの減量化に取り組んでいる地域です。また、2006年（平成18年）7月にエコセメント化施設が稼働し、2018年度（平成30年度）から埋立処分量ゼロを更新中です<sup>3</sup>。

この多摩地域を対象とした研究では、有料化の「持続効果」の推移を3年以上継続的に観察可能な17市を選定し、一人あたりの排出量を観察しています。有料化導入後の「初期効果」は17市すべてで確認されていますが、リバウンドについては、リバウンド経路、リバウンド要注意経路、リバウンド回避経路の3つのパターンを設定し、考察しています。

もう一つの事例は、全国の市制を採用している790自治体を対象にした研究です。この研究は、所謂「平成の大合併」を挟んで16年間（1998年～2013年）のパネルデータを作成し、有料化の効果を観察したものです。前述のとおり、有料化の効果を検討するためには、一定期間のデータの継続性が不可欠であるため、合併によりデータの継続性が失われるため、この期間を対象とした有料化の効果の検証は課題の一つとしてあげられていまし

<sup>1</sup> 環境省「環境政策の各手法の特徴と有効性」[https://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/plan/kento-team/ref08-2.pdf](https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/kento-team/ref08-2.pdf), pp.6-7.

<sup>2</sup> 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」令和4年3月。

<sup>3</sup> 東京たま広域資源循環組合「ごみの最終処分から、資源循環へ」令和5年3月発行。

た。この研究での検討結果は、一部リバウンドは認められるものの、ごみ排出量の抑制効果は長期的に持続されるというものでした。

表 4.2 都道府県別有料化実施状況 (2025年1月現在)

| 都道府県 | 県内市区町村数 |     |    |     | 有料化市区町村数 |     |    |     | 有料化実施率 (%) |       |       |       |
|------|---------|-----|----|-----|----------|-----|----|-----|------------|-------|-------|-------|
|      | 市区      | 町   | 村  | 計   | 市区       | 町   | 村  | 計   | 市区         | 町     | 村     | 計     |
| 北海道  | 35      | 129 | 15 | 179 | 33       | 122 | 13 | 168 | 94.3       | 94.6  | 86.7  | 93.9  |
| 青森県  | 10      | 22  | 8  | 40  | 4        | 11  | 5  | 20  | 40.0       | 50.0  | 62.5  | 50.0  |
| 岩手県  | 14      | 15  | 4  | 30  | 1        | 0   | 0  | 1   | 7.1        | 0.0   | 0.0   | 3.0   |
| 秋田県  | 13      | 9   | 3  | 25  | 8        | 7   | 1  | 16  | 61.5       | 77.8  | 33.3  | 64.0  |
| 宮城県  | 14      | 20  | 1  | 35  | 4        | 8   | 0  | 12  | 28.6       | 40.0  | 0.0   | 34.3  |
| 山形県  | 13      | 19  | 3  | 35  | 11       | 16  | 3  | 30  | 84.6       | 84.2  | 100.0 | 85.7  |
| 福島県  | 13      | 31  | 15 | 59  | 2        | 16  | 10 | 28  | 15.4       | 51.6  | 66.7  | 47.5  |
| 茨城県  | 32      | 10  | 2  | 44  | 13       | 6   | 1  | 20  | 40.6       | 60.0  | 50.0  | 45.5  |
| 栃木県  | 14      | 11  | —  | 25  | 7        | 7   | —  | 14  | 50.0       | 63.6  | —     | 56.0  |
| 群馬県  | 12      | 15  | 8  | 35  | 2        | 8   | 6  | 16  | 16.7       | 53.3  | 75.0  | 45.7  |
| 埼玉県  | 40      | 22  | 1  | 63  | 5        | 5   | 0  | 10  | 12.5       | 22.7  | 0.0   | 15.9  |
| 千葉県  | 37      | 16  | 1  | 54  | 21       | 15  | 1  | 37  | 56.8       | 93.8  | 100.0 | 68.5  |
| 東京都  | 49      | 5   | 8  | 62  | 26       | 4   | 0  | 30  | 53.1       | 80.0  | 0.0   | 48.4  |
| 神奈川県 | 19      | 13  | 1  | 33  | 6        | 1   | 0  | 7   | 31.6       | 7.7   | 0.0   | 21.2  |
| 新潟県  | 20      | 6   | 4  | 30  | 18       | 3   | 3  | 24  | 90.0       | 50.0  | 75.0  | 80.0  |
| 富山県  | 10      | 4   | 1  | 15  | 8        | 2   | 0  | 10  | 80.0       | 50.0  | 0.0   | 66.7  |
| 石川県  | 11      | 8   | —  | 19  | 9        | 8   | —  | 17  | 81.8       | 100.0 | —     | 89.5  |
| 福井県  | 9       | 8   | —  | 17  | 2        | 5   | —  | 7   | 22.2       | 62.5  | —     | 41.2  |
| 山梨県  | 13      | 8   | 6  | 27  | 4        | 5   | 1  | 10  | 30.8       | 62.5  | 16.7  | 37.0  |
| 長野県  | 19      | 23  | 35 | 77  | 15       | 20  | 27 | 62  | 78.9       | 87.0  | 77.1  | 80.5  |
| 岐阜県  | 21      | 19  | 2  | 42  | 20       | 18  | 2  | 40  | 95.2       | 94.7  | 100.0 | 95.2  |
| 静岡県  | 23      | 12  | —  | 35  | 11       | 9   | —  | 20  | 47.8       | 75.0  | —     | 57.1  |
| 愛知県  | 38      | 14  | 2  | 54  | 18       | 10  | 1  | 27  | 47.4       | 71.4  | 50.0  | 50.0  |
| 三重県  | 14      | 15  | —  | 29  | 6        | 3   | —  | 9   | 42.9       | 20.0  | —     | 31.0  |
| 滋賀県  | 13      | 6   | —  | 19  | 8        | 0   | —  | 8   | 61.5       | 0.0   | —     | 42.1  |
| 京都府  | 15      | 10  | 1  | 26  | 9        | 5   | 1  | 15  | 60.0       | 50.0  | 100.0 | 57.7  |
| 大阪府  | 33      | 9   | 1  | 43  | 13       | 6   | 1  | 20  | 39.4       | 66.7  | 100.0 | 46.5  |
| 兵庫県  | 29      | 12  | —  | 41  | 13       | 5   | —  | 18  | 44.8       | 41.7  | —     | 43.9  |
| 奈良県  | 12      | 15  | 12 | 39  | 7        | 13  | 10 | 30  | 58.3       | 86.7  | 83.3  | 96.9  |
| 和歌山県 | 9       | 20  | 1  | 30  | 8        | 19  | 0  | 27  | 88.9       | 95.0  | 0.0   | 90.0  |
| 鳥取県  | 4       | 14  | 1  | 19  | 4        | 14  | 1  | 19  | 100.0      | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 島根県  | 8       | 10  | 1  | 19  | 8        | 10  | 1  | 19  | 100.0      | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 岡山県  | 15      | 10  | 2  | 27  | 13       | 10  | 2  | 25  | 86.7       | 100.0 | 100.0 | 92.6  |
| 広島県  | 14      | 9   | —  | 23  | 10       | 5   | —  | 15  | 71.4       | 55.6  | —     | 65.2  |
| 山口県  | 13      | 6   | —  | 19  | 8        | 5   | —  | 13  | 61.5       | 83.3  | —     | 68.4  |
| 徳島県  | 8       | 15  | 1  | 24  | 6        | 11  | 1  | 18  | 75.0       | 73.3  | 100.0 | 75.0  |
| 香川県  | 8       | 9   | —  | 17  | 7        | 9   | —  | 16  | 87.5       | 100.0 | —     | 94.1  |
| 愛媛県  | 11      | 9   | —  | 20  | 8        | 9   | —  | 17  | 72.7       | 100.0 | —     | 85.0  |
| 高知県  | 11      | 17  | 6  | 34  | 10       | 17  | 6  | 33  | 90.9       | 100.0 | 100.0 | 97.1  |
| 福岡県  | 29      | 29  | 2  | 60  | 28       | 27  | 2  | 57  | 96.6       | 93.1  | 100.0 | 95.0  |
| 佐賀県  | 10      | 10  | —  | 20  | 19       | 10  | —  | 20  | 100.0      | 100.0 | —     | 100.0 |
| 長崎県  | 13      | 8   | —  | 21  | 12       | 7   | —  | 19  | 92.3       | 87.5  | —     | 90.5  |
| 熊本県  | 14      | 23  | 8  | 45  | 13       | 22  | 7  | 42  | 92.9       | 95.7  | 87.5  | 93.3  |
| 大分県  | 14      | 3   | 1  | 18  | 14       | 3   | 0  | 17  | 100.0      | 100.0 | 0.0   | 94.4  |
| 宮崎県  | 9       | 14  | 3  | 26  | 5        | 8   | 2  | 15  | 55.6       | 57.1  | 66.7  | 57.7  |
| 鹿児島県 | 19      | 20  | 4  | 43  | 10       | 9   | 0  | 19  | 52.6       | 45.0  | 0.0   | 44.2  |
| 沖縄県  | 11      | 11  | 19 | 41  | 11       | 11  | 13 | 35  | 100.0      | 100.0 | 68.4  | 85.4  |

注) 1. 都道府県や市区からの提供資料を参考に、一部市区町村に個別に確認して作成。

2. ここでの「有料化」は、市区町村が家庭系可燃ごみの定日収集・処理について、条例の規定に基づき、排出量に応じた手数料を徴収すること、と定義した。

出典: 全国市区町村の有料化実施状況, [https://www.yamayashusaku.com/zenkokushikuchoson\\_yuryoka\\_2501.pdf](https://www.yamayashusaku.com/zenkokushikuchoson_yuryoka_2501.pdf)



表 4.3 料金徴収の種類

| 種類         | 料金体系の仕組み  | メリット  | デメリット   |
|------------|---|---|---|
| 単純従量型      | 排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式で、単位ごみあたりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である（均一従量制）。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>制度が単純でわかりやすい。</li> <li>排出者ごとの排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。</li> </ul>  |
| 多段階従量型     | 排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量あたりの料金水準が引き上げられる方式である（累進従量制）。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>排出者ごとの排出量を把握するための費用が必要となるため、制度運用に要する費用が増す。</li> </ul>  |
| 超過量従量型     | 排出量が一定量となるまで手数料が無料、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式である。例えば、市町村がごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定枚数無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、その量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</li> <li>排出者ごとの排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>              |
| 少量定額・多量従量型 | 一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式である。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> <li>一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</li> <li>排出量ごとの排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布費用）や一定額手数料の徴収の費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul> |

出典：「家庭ごみの有料化に対する基本的な考え方」p.7.

## 4 有料化の効果

### (1) 初期（1990年代）の文献

1990年代（1995）の有料化の効果に関する研究で、ごみ減量化の検証を行った研究があります。減量効果を検証する方法としては、2つあります。一つは、有料化導入自治体と非導入自治体間の排出量原単位を比較する方法です。もう一つは、有料化導入前後の原単位を対象とする方法です<sup>9</sup>。

全国自治体を対象に人口規模別及び手数料の徴収方法別に収集量原単位を比較検討した研究では、「無料」よりもむしろ「定額制」の方が大きく（危険率5%）、「従量制」が最も小さいという結果を示しています（表4.4）<sup>10</sup>。

表 4.4 一人あたりのごみ排出量（家庭ごみ手数料徴収方法別人口別原単位）

| 人口規模       | kg/人・年    |           |           |           |             |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|            | 全て・従量制    | 全て・定額制    | 全て・その他    | 多量徴収      | 無料          |
| 全体         | 206 (243) | 285 (354) | 223 (105) | 319 (219) | 260 (2,068) |
| 1万人未満      | 214 (134) | 292 (181) | 212 (55)  | 271 (28)  | 238 (945)   |
| 1万人～5万人未満  | 196 (104) | 273 (163) | 236 (47)  | 326 (71)  | 264 (853)   |
| 5万人～10万人未満 | 186 (5)   | 336 (9)   | 225 (3)   | 304 (48)  | 318 (148)   |
| 10万人以上     |           | 404 (1)   |           | 341 (72)  | 327 (122)   |

注：（ ）内はサンプル数

出典：中杉修身「ごみ処理有料化の実態とその効」『都市清掃』43(178), 1990, pp.484-452, 山川ら引用,p.279.

<sup>9</sup> 「ごみ有料化論をめぐって：到達点と課題」p.279.

<sup>10</sup> *Ibid.*

## (2) 多摩地域を研究対象にした文献

### ① 事例1

大島ら (2016) <sup>11</sup>は、多摩地域の自治体で2004年(平成16年)10月に有料化を導入した3自治体(八王子市、武蔵野市、稲城市)と2014年(平成26年)現在、有料化を導入していない自治体(小平市、国立市、東久留米市、武蔵村山市)の一人一日あたりの家庭ごみの排出量を比較し、平成16年から平成26年まで減少比率を比較検討しています。表4.5は平成16年から平成26年にかけての減少率を示したのですが、有料化導入自治体と有料化未導入の自治体に大きな差異はないという結果を示しています<sup>12</sup>。

またこの文献は、有料化はごみの減量化に効果的であると考えられているが、必ずしも効果が認められるものではなく、導入後数年間は減少するものの、その後は増加に転じる場合もあり、景気動向や他の政策の影響など複合的な要因を検討する必要があるとしています<sup>13</sup>。

表 4.5 多摩地域7自治体のごみ排出量の減少率(平成16年から平成26年)

| 有料化導入自治体 |      |     | 有料化未導入自治体 |     |       |       |
|----------|------|-----|-----------|-----|-------|-------|
| 八王子市     | 武蔵野市 | 稲城市 | 小平市       | 国立市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 |
| 86%      | 86%  | 87% | 88%       | 88% | 87%   | 83%   |

出典: 環境省, 一般廃棄物処理実績調査から「東京都の家庭ごみは有料化で減らせるか」p.10 掲載。

### ② 事例2

藪田・中村 (2015) <sup>14</sup>は、多摩地域の自治体の可燃ごみ、不燃ごみ、資源の3区分の排出量データを使用し有料化の効果を分析した研究結果まとめています。分析は、有料化導入前後の比較を基本としています。2015年現在、多摩地域の26市のうち22市が有料化を導入しています<sup>15</sup>。

有料化の減量効果については、家庭ごみ(収集ごみ)を対象に「初期効果」と「持続効果」という概念を用いて検証を試みています。家庭ごみの総量は、「可燃ごみ」+「不燃ごみ」+「資源ごみ」です。またごみの量は、1人1日の収集量(g/人・日)です。有料化後10年間のごみ排出量の推移をみるため、1998年から2004年にかけて有料化を導入した12市を抽出します。この12市の有料化前年度から10年度目までの各年度の排出量を整理し、12市の平均値を算出し、このデータを用いて、有料化前年度(基準年)の排出量に対する「増減率」を算出します(表4.6、表4.7及び図4.1)。

#### 【初期効果】

有料化導入後3年度目までは、初期の減量化効果(初期効果)が現れた時期です。3年度目までに、総ごみ量は、12.2%減少しています。区分別では、可燃ごみが20.8%、不燃ごみが32.7%減少したのに対し、資源ごみは37.3%増加しました。排出量の推移を見ると、有料化3年度目までに「可燃ごみ」+「不燃ごみ」は、149.6g減少する一方、「資源ごみ」は52.3g増加しています。これは、有料化に伴い、可燃ごみ及び不燃ごみの一部が、資源ごみにシフトしたためと推測されます。ただし、この増加量には資源ごみ自体の増減分も含まれている可能性もあります。

#### 【持続効果】

有料化4年目以降は、「持続効果」(「初期効果」の減量分を上回る量)が現れる時期で、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみともに減少傾向を辿り、10年度目では、総ごみ量は前年度と比較して21.4%減少しています。

<sup>11</sup> 大島聖家, 酒井文哉, 中島彩都子「東京都の家庭ごみは有料化で減らせるか」時事経済研究部1班, 経済新人会, [https://k-shin.org/wp/wp-content/uploads/2016/11/summary2016\\_current.pdf](https://k-shin.org/wp/wp-content/uploads/2016/11/summary2016_current.pdf).

<sup>12</sup> *Ibid.* p.10.

<sup>13</sup> *Ibid.* p.11.

<sup>14</sup> 藪田雅弘, 中村光毅「ゴミ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に—」*Discussion Paper No.256*, 中央大学経済研究所, July 2015.

<sup>15</sup> 2015年現在、多摩地域の26市のうち小平市、国立市、東久留米市、武蔵村山市が有料化未実施でした。

表 4.6 有料化前年度の排出利用に対する増減率の推移

%

| 年度         | 可燃ごみ  | 不燃ごみ  | 資源ごみ | 総ごみ量  |
|------------|-------|-------|------|-------|
| 有料化年度(初年度) | -13.0 | -16.4 | 22.0 | -7.3  |
| 2年度目       | -20.6 | -34.1 | 36.6 | -12.4 |
| 3年度目       | -20.8 | -32.7 | 37.3 | -12.2 |
| 4年度目       | -22.1 | -29.5 | 33.9 | -13.3 |
| 5年度目       | -22.9 | -32.4 | 32.7 | -14.4 |
| 6年度目       | -24.3 | -42.0 | 31.3 | -16.9 |
| 7年度目       | -25.1 | -46.0 | 28.7 | -18.5 |
| 8年度目       | -25.2 | -50.4 | 24.4 | -19.8 |
| 9年度目       | -25.6 | -51.6 | 22.4 | -20.6 |
| 10年度目      | -25.5 | -56.6 | 21.5 | -21.4 |

注: 八王子市、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、日野市、東村山市、福生市、清瀬市、稲城市、羽村市、あきる野市の12市  
 出典: 「ゴミ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に—」 p.15.

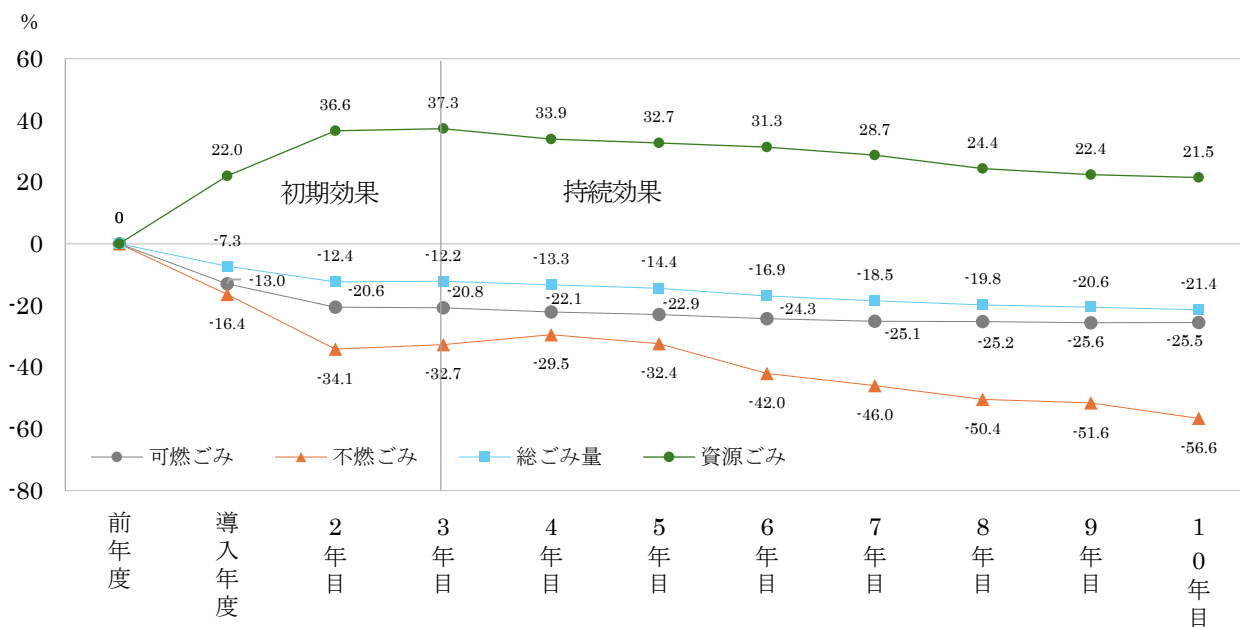
表 4.7 有料化後のごみ減量化効果 (12市平均)

g/人・日

| 区分         | 可燃ごみ   | 不燃ごみ  | 資源ごみ  | 総ごみ量  |
|------------|--------|-------|-------|-------|
| 有料化前年度(A)  | 552.6  | 106.4 | 140.3 | 799.2 |
| 有料化年度      | 480.9  | 88.9  | 171.2 | 741.0 |
| 有料化2年度目    | 438.6  | 70.1  | 191.6 | 700.3 |
| 有料化3年度目    | 437.8  | 71.6  | 192.6 | 701.9 |
| B-A        | -114.8 | -34.8 | 52.3  | -97.3 |
| B/A(増加率,%) | -20.8  | -32.7 | 37.3  | -12.2 |

注: 対象市は、表 4.2 と同じ

出典: 「ゴミ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に—」 p.17.



出典: 「ゴミ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に—」 p.16, 一部修正.

図 4.1 有料化前年度を起点とした増減率の推移

## 【資源ごみ増加の要因】

ごみ組成調査のデータを使用して「可燃ごみ及び不燃ごみ」から「資源ごみ」へのシフトの状況を分析します。分析の対象は、八王子市、府中市、日野市、東村山市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市の9市です。ごみの排出は、自治体の環境変化などにより異なりますが、分析上、つぎの仮定を設定しています。

- ・有料化前年度から有料化3年度目の間に、ごみ有料化およびこれに付随する施策以外のごみの排出環境の変化（所得の変化、世帯構成の変化、年齢構成の変化、不法投棄の増減、など）はないと仮定します。
- ・組成調査の対象は、「収集ごみ」のみの自治体と「持込みごみ」を含めている自治体がありますが、全て「収集ごみ」とみなします。
- ・組成調査の検体数は、自治体によって異なりますが、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の実態を表しているものと仮定します。

## 【分析のステップ】

### ステップ1

一人あたりの総ごみ量は、「可燃ごみ」+「不燃ごみ」+「資源ごみ」とします。収集ごみのうち、「可燃ごみ」の中に「不燃ごみ」、「不燃ごみ」の中に「可燃ごみ」が含まれています。組成調査結果により、収集ごみの量を補正し、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の量（9市平均）を推計します（表4.8）。

### ステップ2

「可燃物」「不燃物」「資源ごみ」の「総ごみ量」に対する構成比を算出します。「有料化前の実績」の構成比は、「A」欄の左、「有料化3年度目」の構成比は「C」欄の左を参照（表4.9）。

### ステップ3

有料化3年度目の構成比（「C」欄の左の数値）を用いて有料化前年度の「可燃物」「不燃物」「資源ごみ」の排出量を推計します。推計結果は、「B」欄参照。「B」欄の数値は、有料化3年度目と同様の分別（「C」欄左の構成比）で排出されたと仮定した場合（「可燃物」「不燃物」の一部が「資源ごみ」にシフトしたと仮定した場合）の、有料化前年度の「可燃物」、「不燃物」及び「資源ごみ」の排出量を表していると解釈します。

### ステップ4

有料化前年度から有料化3年度目の間のごみ排出量の変化（初期効果）を「排出量の純増減」（純増減効果）と「資源ごみへの移行分」（分別効果）に分解します。

- ・排出量の純増減（純増減効果）= 「C-B」
- ・資源ごみへの移行分（分別効果）= 「B-A」

## 【分析の結果】

「可燃ごみ」に「不燃ごみ」が14~15%混入しており、この混入率は有料化後も大きな変化はありません。これに対し、「不燃ごみ」中の「可燃ごみ」の混入率は、6~8%程度でした。有料化3年度目にまでに、「可燃ごみ」は22.0%、「不燃ごみ」は36.5%減少する一方、「資源ごみ」は35.7%増加しました。結果的には、「総ごみ量」は13.8%減少しました（表4.8）。

組成調査のデータを使用して「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」を「可燃物」及び「不燃物」に整理すると、有料化3年度目までに、「可燃物」、「不燃物」は、それぞれ22.9%、28.2%減少となりました。また「可燃物」は、22.9%減少しましたが、その要因で見ると「資源ごみへのシフト」は-10.5%、「純減要因」は-12.4%でした。「不燃物」は、28.2%減少しましたが、その要因としては「資源ごみへのシフト」が-16.7%、「純減要因」は-11.5%でした。「資源ごみ」は、37.5%増加しましたが、「可燃ごみと不燃ごみからのシフト」が+57.5%でした。また「純減要因」は-21.8%で、有料化により「資源ごみ」も実質的に純減しています（表4.10）。

表 4.8 ごみ有料化効果の分析結果 (9 市平均)

表 8.1 組成調査による可燃物と不燃物の混入率と混入量 %g

| ごみの区分 |     | 有料化前年度 |       | 有料化3年度目 |       | 増減率   |
|-------|-----|--------|-------|---------|-------|-------|
|       |     | 構成比    | 排出量   | 構成比     | 排出量   |       |
| 可燃ごみ  | 可燃物 | 85.6   | 439.2 | 85.2    | 341.4 | -22.3 |
|       | 不燃物 | 14.4   | 73.9  | 14.7    | 59.1  | -20.1 |
|       | 計   | 100.0  | 513.2 | 100.0   | 400.5 | -22.0 |
| 不燃ごみ  | 可燃物 | 8.3    | 8.2   | 5.8     | 3.7   | -55.5 |
|       | 不燃物 | 91.8   | 91    | 94.2    | 59.4  | -34.8 |
|       | 計   | 100.0  | 99.2  | 100.0   | 63.0  | -36.5 |
| 資源ごみ  |     |        | 129.5 |         | 75.7  | 35.7  |
| 総ごみ量  |     |        | 741.9 |         | 639.2 | -13.8 |

表 4.9 資源ごみへの移行量 %g

| ごみの区分 | 有料化前年度 |       | 有料化前年度                          |       | 有料化3年度目 |       | 有料化前年度～3年度目増減 | 要因内訳   |          |
|-------|--------|-------|---------------------------------|-------|---------|-------|---------------|--------|----------|
|       | 実績     |       | 有料化3年度目と同様の分別を実施した場合の構成比を想定して算出 |       | 実績      |       |               | 排出量純増減 | 資源ごみへの移行 |
|       | A      |       | B                               |       | C       |       | C-A           |        |          |
|       | 構成比    | 排出量   | 構成比                             | 排出量   | 構成比     | 排出量   |               |        |          |
| 可燃物計  | 60.3   | 447.4 | 54.0                            | 400.5 | 54.0    | 345.0 | -102.4        | -55.5  | -46.9    |
| 不燃物計  | 22.2   | 165.0 | 18.8                            | 137.5 | 18.5    | 118.4 | -46.5         | -19.0  | -27.5    |
| 資源ごみ  | 17.5   | 129.5 | 27.5                            | 203.9 | 27.5    | 175.7 | 46.2          | -28.2  | 74.5     |
| 総ごみ量  | 100.0  | 741.9 | 100.0                           | 741.9 | 100.0   | 639.2 | -102.7        | -102.7 | 0.0      |

表 4.10 資源ごみへの移行率 %g

| ごみの区分 | 増減率         |         |          |
|-------|-------------|---------|----------|
|       | 有料化前～3年度目増減 | 要因内訳    |          |
|       |             | 排出量純増減  | 資源ごみへの移行 |
|       | (C-A)/A     | (C-B)/A | (B-A)/A  |
| 可燃物計  | -22.9       | -12.4   | -10.5    |
| 不燃物計  | -28.2       | -11.5   | -16.7    |
| 資源ごみ  | 35.7        | -21.8   | 57.5     |
| 総ごみ量  | -13.8       | 0.5     | 0.0      |

出典：「ゴミ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に—」 p.23, 一部修正。

## 5 リバウンド

### ① 「リバウンド」と「逆リバウンド」

ごみ有料化の課題の一つとして、有料化の導入により数年は減量効果が認められるものの、その後はその効果が失われるというリバウンド現象が指摘されてきました。こうしたリバウンド現象の有無の検証は、主に研究者によって行われています。まずリバウンドの定義については、研究者によって異なりますが、一般的には、「リバウンド」は、ごみの有料化により一時的に減少するものの、一定期間が過ぎると再びもとの量に戻る現象のことです。碓井 (2011) は、リバウンドを「有料化導入直後に減量効果がみられるが、有料化がなかった場合の予測排出量と有料化をした場合の実際の排出量との差が時間の経過とともに縮まることを『リバウンド』と定義し、その逆の「時間の経過とともに予想排出量と排出量の差が拡大すれば『逆リバウンド』と定義しています<sup>16</sup>。

リバウンド現象の検証には、計量経済学のパネルデータ分析<sup>17</sup>という手法が用いられています。碓井 (2011) は、「ごみ排出量のリバウンドはわずかながら存在するものの、長期の減量効果はほとんど失われないことが明らかになった。資源ごみの分別促進効果はむしろ強くなることがわかった。」<sup>18</sup>と結論づけています。また同様に、

<sup>16</sup> 碓井健寛「ごみ有料化後にリバウンドは起こるのか?」『環境経済・政策研究』Vol.4, No.1, 2011, p.13.

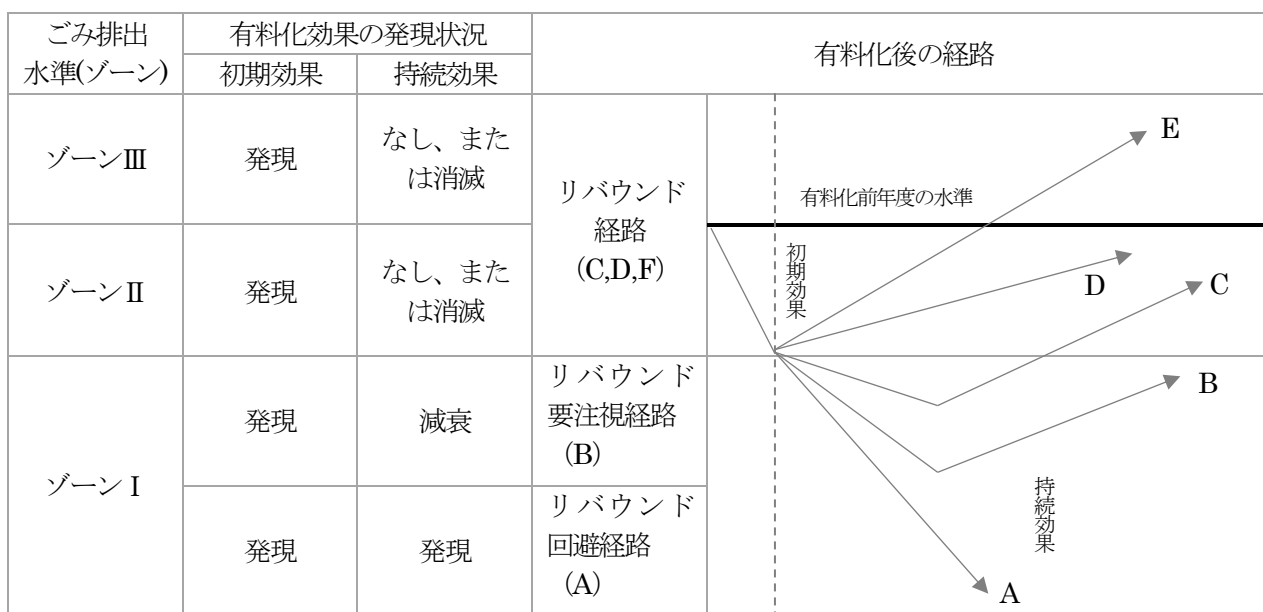
<sup>17</sup> 有料化によるごみ減量調査で使用されるデータとしては、パネルデータのほかに、クロスセクションデータ (横断面データ) と時系列データがあります。クロスセクションデータは、時間のある時点で固定し、複数項目 (人口密度、平均世帯数、高齢者率など) を記録したデータです。時系列データは、時間の経過とともに連続的に記録されるデータです。これに対し、パネルデータは同一の対象を継続的に観察し、記録したデータです。北村行伸「パネルデータの意義とその活用—なぜパネルデータが必要になったか」, <https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2006/06/pdf/006-016.pdf>

<sup>18</sup> 「ごみ有料化後にリバウンドは起こるのか?」 p.21.

丸山ら（2017）の研究は、分析結果として「家庭系可燃ごみは、リバウンドが発生しないこと、家庭系資源ごみについては、有料化促進効果がある」としています<sup>19</sup>。

## ② 多摩地域の例

前述（事例2）の多摩地域を対象にした有料化の分析においても、17市<sup>20</sup>のデータを使用して、「初期効果」と「持続効果」との関連で、「リバウンド」現象を考察しています<sup>21</sup>。この研究は、ごみ排出水準を設定し、有料化後のごみの減量効果の持続性を追跡したものです（図4.2）。ごみの排出水準の経路を大きくAからEまで5通りに区分し、それぞれの区分を「ごみ排出水準」及び有料化の「初期効果」と「持続効果」の発現状況という分析フレームを考案しています。



出典：「ゴミ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に—」 p.25, 一部修正。

図 4.2 ごみ排出水準の時間経路の分類

ごみの排出水準は、ゾーンⅠからゾーンⅢの3区分です。ゾーンⅠは、「ごみの有料化による『初期効果』が発現した後のごみ排出水準を下回る水準」の領域です。ゾーンⅢは、「ごみの有料化前年度の排出水準を上回る水準」の領域です。ゾーンⅡは、「ごみの有料化前年度の排出水準」と『初期効果』が発現した後の排出水準」の間の領域です。

- ・リバウンド回避経路 経路Aは、有料化の「初期効果」及び「持続効果」が発現し、ごみの減量が着実に進行する経路です。
- ・リバウンド経路 経路C、D、Eは、「持続効果」が発現した後に消滅するか（経路C）、発現しない経路（経路D、E）です。
- ・リバウンド要注視経路 経路Bは、「初期効果」が発現してゾーンⅠにあるものの、「持続効果」が消滅し、ゾーンⅡに移行する懸念がある経路です。

多摩地域の検証対象は、有料化の「持続効果」の推移が3年以上継続的に観察可能で、6年以上を経過した17市としています。経過観察するごみの量は、総ごみ量です。これは、可燃ごみ・不燃ごみから資源ごみへシフトする影響を除いたごみの減量の推移を観察するためとしています。2013年現在、多摩地域17市のうち、八王子市、小金井市、清瀬市、羽村市は、ごみの排出量が「初期効果」の発現水準を下回って推移する「リバウンド要注視経路」に該当します。西東京市は、「リバウンド経路」にあります。有料化の初期効果は106.7gでしたが、その後「持続効果」が減衰・消滅し、2013年度現在、有料化3年度目の排出水準を6g上回っています。

<sup>19</sup> 丸山大輔 *et.al.* 「ごみ有料化によりリバウンド現象は発生するか」早稲田社会科学総合研究 別冊「2017年度学生論文集」, p.105.

<sup>20</sup> 八王子市、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市

<sup>21</sup> 「ゴミ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に—」, pp.24-28.

す(表 4.11)。こうした「リバウンド経路」からの脱却には、手数料の値上げを含めて自治体のごみ減量化施策の再検討も必要になるでしょう。

表 4.11 多摩地域 17 市の総ごみ排出量の推移

g/人・日

| No | 自治体   | 導入年度 | 有料化前年度の排出量 | 有料化3年度目の排出量 | 有料化後の最少排出量 | 2013年度の排出量 | 「2013年度」・「有料化前年度」 | 初期効果   | 持続効果   | 「2013年度」・「最小」 | 経路符号 | 経路タイプ   |
|----|-------|------|------------|-------------|------------|------------|-------------------|--------|--------|---------------|------|---------|
| 1  | 八王子市  | 2004 | 742.4      | 621.8       | 579.6      | 592.1      | -150.3            | -120.6 | -29.7  | 12.5          | B    | 要注視経路   |
| 2  | 武蔵市   | 2004 | 750.8      | 735.2       | 645.3      | 645.3      | -105.5            | -15.6  | -89.9  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 3  | 青梅市   | 1998 | 796.7      | 663.4       | 617.2      | 617.2      | -179.5            | -133.3 | -46.2  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 4  | 昭島市   | 2002 | 796.0      | 686.5       | 615.6      | 615.6      | -180.4            | -109.5 | -70.9  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 5  | 調布市   | 2004 | 761.3      | 702.3       | 608.4      | 608.4      | -152.9            | -59.0  | -93.9  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 6  | 町田市   | 2005 | 711.6      | 601.8       | 558.6      | 558.6      | -153.0            | -109.8 | -43.2  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 7  | 小金井市  | 2005 | 715.3      | 635.4       | 566.1      | 567.1      | -148.2            | -79.9  | -68.3  | 1.0           | B    | 要注視経路   |
| 8  | 日野市   | 2000 | 918.5      | 678.2       | 557.5      | 557.5      | -361.0            | -240.3 | -120.7 | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 9  | 東村山市  | 2002 | 722.3      | 627.5       | 559.5      | 559.5      | -162.8            | -94.8  | -68.0  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 10 | 福生市   | 2002 | 827.7      | 746.8       | 659.7      | 659.7      | -168.0            | -80.9  | -87.1  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 11 | 狛江市   | 2005 | 781.2      | 688.2       | 613.4      | 613.4      | -167.8            | -93.0  | -74.8  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 12 | 清瀬市   | 2001 | 745.4      | 676.8       | 578.1      | 582.7      | -162.7            | -68.6  | -94.1  | 4.6           | B    | 要注視経路   |
| 13 | 多摩市   | 2008 | 653.6      | 569.7       | 557.6      | 557.6      | -96.0             | -83.9  | -12.1  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 14 | 稲城市   | 2004 | 700.7      | 668.2       | 578.1      | 578.1      | -122.6            | -32.5  | -90.1  | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 15 | 羽村市   | 2002 | 815.4      | 747.2       | 655.7      | 671.6      | -143.8            | -68.2  | -75.6  | 15.9          | B    | 要注視経路   |
| 16 | あきる野市 | 2004 | 1013.7     | 869.0       | 757.3      | 757.3      | -256.4            | -144.7 | -111.7 | 0.0           | A    | 回遊経路    |
| 17 | 西東京市  | 2007 | 673.3      | 566.6       | 564.2      | 572.6      | -100.7            | -106.7 | 6.0    | 8.4           | C    | リバウンド経路 |

出典：(公財) 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(平成 25 年度統計) 平成 26 年 8 月、「ゴミ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に—」掲載, p.27.

## 6 全国データを使用した抑制効果の研究

都築ら (2018) は、全国の市制の 790 自治体を対象とした有料化によるごみ減量効果を取りまとめています<sup>22</sup>。この研究は、「平成の大合併」を挟んで 1998 年度から 2013 年度の 16 年間のパネルデータを作成し、合併の影響を考慮したうえで、単純従量型及び超過従量型の減量化効果を検証したものです。従来の有料化研究は、市町村合併に伴う継続的データの消失を回避するため、『平成の大合併』以前のデータを使用した研究、「都道府県レベルなど地域を限定したデータを使用した研究」、「合併が行われていない自治体のデータを使用した研究」に限定されていたという課題が指摘されていました。

パネルデータは、2013 年度末の市町村の状況に合わせて、合併以前のデータを加法(加算)して仮想データを作成します。たとえば、A 市と B 市が 1999 年 4 月に合併し C 市が誕生したとすると、1998 年度の A 市と B 市のデータを加法して 1998 年度から 2013 年度の C 市の仮想データを作成することになります。また家庭ごみは、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」の結果を使用し、環境省データにある「生活系ごみ」の収集量と直接搬入量が家庭ごみの排出量とします<sup>23</sup>。

市町村合併がごみの排出量に及ぼす影響としては、つぎの 2 つが想定されます。一つは、住民の生活環境に及ぼす影響です。たとえば、合併を契機とした人口移動による都市化による核家族化、デパートやコンビニの店舗数の増加などあげられます。もう一つは、ごみ処理施策への直接的な影響です。自治体が合併を契機に有料化を導入する場合や合併以前から有料化を実施している自治体が、合併後にごみ袋の価格を変更する場合があります。またごみの収集頻度や方法を変更したり、ごみ処理予算の増減などが考えられます<sup>24</sup>。

全国自治体のパネルデータを用いて定量分析<sup>25</sup>を行い、有料化による減量効果を評価しています。単純従量型では有料化導入後 1 年目に、一人あたりの排出量が約 7.8%減少し、その減量効果は長期的に持続されるという結果でした。これに対し、超過従量型は導入後 1 年目に約 17.8%減少し、リバウンド効果によりその抑制効果は時間とともに弱まるものの、長期的にはリバウンド効果が薄れていくことが判明しました。つまり、超過従量

<sup>22</sup> 都築研哉, 横尾英史, 鈴木綾「有料化による排出量の抑制効果—『平成の大合併』の影響」『廃棄物資源循環学会論文誌』Vol.29, pp.20-30, 2018.

<sup>23</sup> *Ibid.* p.24.

<sup>24</sup> *Ibid.* p.22.

<sup>25</sup> 推計モデルについては、*Ibid.* pp.25-26 参照.

型においても、有料化導入以前のレベルに達することなく、減量効果は持続するという事です。さらに、平成の大合併の結果、一人あたりの排出量は約4.8%増加していたことが明らかになっています<sup>26</sup>。

## 7 おわりに（課題）

ごみ有料化は、排出量の減量や資源ごみの増加に効果的である一方、有料化に伴う課題も指摘されています。環境省の「有料化の手引き」は、ごみ有料化に伴う課題として、不適正排出、不法投棄、排出抑制効果の維持及び有料化手数料の減免の4つをあげています<sup>27</sup>。

### (1) 不適正排出

指定袋以外での排出など手数料が支払われずにごみ排出されることです。また分別により手数料の料金水準が異なる場合、料金水準が低い分別区分のごみに、他の区分のごみが排出されることもあります。有料化の導入と同時に分別区分の見直しを行った場合には、情報不足などにより分別区分に従わない排出が増加することも想定されます。表10は、不適正排出に対する対策をまとめたものです。

表 4.12 不適正排出の発生防止対策

| 対策          |                                 | 効果  |
|-------------|---------------------------------|---|
| ごみ袋やシールへの対策 | 分別区分別に色分けされたごみ袋やシールの使用          | 一目でどの区分のものかわかるよう、色分けする。   |
|             | 半透明袋の使用                         | ごみ袋の中身が見えるようにすることで、他区分のごみの混合が確認できる。   |
|             | 記名式ごみ袋やシールの導入                   | ごみ袋やシールを記名式にして、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。  |
| 収集方法に関する対策  | 指導員の設置                          | ごみの収集場所に指導員を配置し、ごみの排出に関する指導を行う。   |
|             | 戸別収集の実施                         | 各家庭前にごみを排出することで、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。                                       |
| 広報          | 各家庭に配布する冊子や広報、マスメディア等を活用した制度の周知 | 各家庭へ配布する冊子や広報、マスメディア等を活用して、有料化やごみ分別区分等に関する情報の周知を行う。なお、周知を継続的に行うことで、効率を確かめることが期待できる。 |

出典：環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査（平成18年10月実施）」

### (2) 不法投棄

ごみ袋やシールなどの手数料を支払わずに、ごみを空地や道端へ不法投棄することも、有料化に伴う懸念事項の一つにあげられます。表4.13は、不法投棄の防止策をまとめたものです。

表 4.13 不法投棄の防止策

| 分野               | 対策                  | 回答数           |   |
|------------------|---------------------|---------------|---|
| 投棄場所の維持管理        | ①不法投棄されたごみの撤去       | 住民参加型撤去活動     | 1 |
|                  | ②不法投棄が頻発する場所の管理     | 処罰・呼びかけの看板    | 4 |
|                  |                     | 人感ライト・人感スピーカー | 1 |
|                  |                     | 車両侵入防止柵等      | 5 |
|                  |                     | プランター、花壇      | 2 |
| コミュニティ・アウトリーチと参加 | ③地域活動（コミュニティ・プログラム） | 住民参加型撤去活動     | 1 |
|                  | ④啓蒙活動（アウトリーチ）       |               | 0 |
| 投棄者に対する法の執行      | ⑤投棄者への指導等           | 特定して文書送付      | 1 |
|                  |                     | 警察との協力・監視強化   | 2 |
|                  | ⑤監視                 | 監視カメラ（ダミー含む）  | 6 |
|                  |                     | 人感ライト・人感スピーカー | 1 |
|                  |                     | 民間協力通報網整備     | 2 |

注：本表では、アンケートに回答した担当者の判断により、不法投棄の防止に効果があるとされた対策を挙げている。

出典：山川肇「有料化によって不法投棄は増加するか」『都市清掃』第57巻、第257号2004年を基に作成。

<sup>26</sup> Ibid. p. 28.

<sup>27</sup> 「一般廃棄物処理有料化の手引き」 pp.39-42.

### (3) 排出抑制効果の維持

有料化の導入によって、経済的インセンティブ（動機付け）が働き、排出抑制が期待されますが、有料化導入後数年が経過すると、有料化による料金負担に慣れ排出抑制意識が希薄になるため、排出抑制効果が減少してしまうという懸念も、有料化の導入の際の課題としてあげられています。所謂、「リバウンド」現象です。

排出抑制効果を持続させるためには、住民に排出抑制の重要性などについて継続的に理解を促し続けることが重要であり、継続的な啓発活動の実施や情報提供、指定袋の無料配布枚数の変更などが有益です。

### (4) 有料化の手数料減免の実施

支援が必要な世帯等への配慮から、指定ゴミ袋の無料配布や有料化の手数料の減免を実施している市町村があります。これらの政策については、福祉政策との関連性も考慮し減免等の内容について社会福祉部署と連携して検討する必要があります。また、清掃ボランティア等により排出される家庭ごみの減免など、公共性に配慮した手数料の減免も考えられます。

## 文献リスト

### 【研究論文】

- 1 赤尾健一「最近のデータによるごみ有料化のリバウンド効果の検証」『環境経済・政策研究』Vol.11, No.1, 2018年3月.
- 2 阿部晃士「家庭ごみ有料化に反対する住民の意識」『第17回廃棄物学会研究発表会講演論文集』2006年, pp.99-91
- 3 天野耕二, 松浦篤史「家庭ごみ特性に関わる指定袋配布制度の評価」『廃棄物学会論文誌』Vol.13, No.2, pp.63-70, 2002.
- 4 天野耕二, 松浦篤史, 渥美史陽「事業系ごみの排出特性と家庭ごみ収集への混入について」『廃棄物資源循環学会論文誌』Vol.13, No.1, pp.22-30, 2002.
- 5 池田享士, 田中由樹, 谷口剛「北海道における家庭ごみ有料化」SCAN 発表論文, 2012年12月18日.
- 6 碓井健寛「ごみ有料化後にリバウンドは起こるのか?」『環境経済・政策研究』Vol.4, No.1, pp.12-22.
- 7 碓井健寛「有料化によるごみの発生抑制効果とリサイクル促進効果」『会計検査研究』No.27, 2003.3.
- 8 宇津芳枝「従量制による家庭ごみの有料化」『レファレンス』2009.6, pp.34-39.  
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999985\\_po\\_062903.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999985_po_062903.pdf?contentNo=1)
- 9 大島聖家, 酒井文哉, 中島彩都子「東京都の家庭ごみは有料化で減らせるか」時事経済研究部1班, 経済新人会,  
[https://k-shin.org/wp/wp-content/uploads/2016/11/summary2016\\_current.pdf](https://k-shin.org/wp/wp-content/uploads/2016/11/summary2016_current.pdf)
- 10 北村行伸「パネルデータの意義とその活用—なぜパネルデータが必要になったのか」
- 11 北村行伸「パネルデータ分析」『ESP』(内閣府編集協力) 2007年10月号.
- 12 銭林潤, 丹羽貴行, 羽根光至, 松枝雄一郎「家庭用ごみ処理有料化の要因分析」一橋大学岡室博之ゼミナール, 2023年12月20日.
- 13 都築研哉, 横尾英史, 鈴木綾「有料化による排出量の抑制効果—『平成の大合併』の影響」『廃棄物資源循環学会論文誌』Vol.29, pp.20-30, 2018.
- 14 永野孝一, 腰本, 嘉一, 金安公造「生活系ごみの収集有料化による減量効果:北海道全市町村を対象にして」北海道大学衛生工学シンポジウム論文集, 1, 49-54, 1993年11月1日, pp.49-54.
- 15 檜森恵大, 松藤敏彦「一般廃棄物処理実態調査に基づく家庭系ごみ減少の要因分析」第32回廃棄物資源循環学会研究発表会講演原稿 2021.
- 16 松藤敏彦「ごみ処理・リサイクルをどのように評価するか」(第33回全国都市清掃研究・事例発表会特別講演より)『都市清掃』pp.65-77.第65巻 第307号(平成24年5月) pp.65-77.
- 17 藪田雅弘, 中村光毅「ゴミ有料化とリバウンドに関する実証分析—多摩市域を中心に—」*Discussion Paper No.256*, 中央大学経済研究所, July 2015.
- 18 山川肇, 植田和弘「ごみ有料化研究の成果と課題:文献レビュー」『廃棄物学会誌』Vol12, No.4, pp.245-258, 2001.
- 19 山川肇, 植田和弘「ごみ有料化論をめぐって:到達点と課題」『環境科学会誌』9(2), pp.277-292, 1996年8月.
- 20 山川肇, 矢野潤也「ごみ有料化の歴史的変遷」『廃棄物学会論文誌』Vol. 10, No.3, pp. 212-224, 2008.
- 21 山谷修作「家庭ごみ有料化の取組みと今後の課題」『アカデミア』Vol. 119, pp.26-31.
- 22 山谷修作「全国市町村の有料化実施状況」[https://www.yamayashusaku.com/zenkokushikuchoson\\_yuryoka\\_2406.pdf](https://www.yamayashusaku.com/zenkokushikuchoson_yuryoka_2406.pdf)
- 23 山谷修作「多摩市における有料化とインセンティブプログラムを併用したごみ減量化の取組み」『経済論集』(東洋大学) 37巻1号, 2011年12月.
- 24 山谷修作「事業系ごみ対策調査票 アンケート調査結果」[https://www.yamayashusaku.com/shukeikekka\\_172shi.pdf](https://www.yamayashusaku.com/shukeikekka_172shi.pdf)
- 25 山谷修作「全国都市家庭ごみ有料化実施状況 (2025年1月現在)」  
[https://www.yamayashusaku.com/zenkokutoshi\\_yuryoka\\_2501.pdf](https://www.yamayashusaku.com/zenkokutoshi_yuryoka_2501.pdf)
- 26 山谷修作「多摩26市の事業系ごみ搬入手数料 (2024年10月現在)」  
[https://www.yamayashusaku.com/tama\\_hannyutesuuryo\\_genryokouka\\_2410.pdf](https://www.yamayashusaku.com/tama_hannyutesuuryo_genryokouka_2410.pdf)
- 27 山谷修作「ごみ処理有料化の目的と制度設計」会津若松市審議会講演, 2024年7月25日  
[https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016011400027/file\\_contents/r6\\_1kai\\_kouennsiryou.pdf](https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016011400027/file_contents/r6_1kai_kouennsiryou.pdf)
- 28 山本香苗「ごみ有料化によるリバウンド効果に関する研究」  
[https://www2.kpu.ac.jp/life\\_environ/mat\\_cycle\\_soc/report/08yamamoto.pdf](https://www2.kpu.ac.jp/life_environ/mat_cycle_soc/report/08yamamoto.pdf)
- 29 丸山大輔 *et.al.*「ごみ有料化によりリバウンド現象は発生するか」早稲田社会科学総合研究, 別冊「2017年度学生論文集」, pp.91-106.
- 30 森安洋平, 池松達人, 平井康宏, 酒井伸一「京都市家庭ごみ有利用可前後でのごみ減量要因」『第18回廃棄物学会研究発表会講演論文集』2007年., [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jswmepac/18/0/18\\_0\\_37/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jswmepac/18/0/18_0_37/_pdf)
- 31 吉岡茂, 小林未歩「家庭ごみ処理の有料化による減量効果」『地球環境研究』Vol.8, 2006, pp.29-35.

## 【書籍】

32 山谷修作『ごみ見える化—有料化で推進するごみ減量—』丸善, 2010.

## 【環境省】

33 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」令和4年3月

34 環境省「環境政策の各手法の特徴と有効性」 [https://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/plan/kento-team/ref08-2.pdf](https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/kento-team/ref08-2.pdf)

35 環境省「有料化検討事例集」 [https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/ps/ps\\_ref1-R403.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/ps/ps_ref1-R403.pdf)

## 【自治体】

36 会津若松市「家庭ごみ処理有料化実施方針」令和7年2月,

[https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2025030700018/file\\_contents/R0702\\_jisshihoshin.pdf](https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2025030700018/file_contents/R0702_jisshihoshin.pdf)

37 秋田市「家庭系ごみの有料化 実施計画」平成23年10月,

[https://www.city.akita.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/006/166/plan.pdf](https://www.city.akita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/166/plan.pdf)

38 厚木市「戸別収集及び有料化導入によるごみ減量効果」 <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/material/files/group/36/siryu6.pdf>

39 厚木市「収集方法と有料化」 <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/material/files/group/36/siryu5.pdf>

40 荒川区「家庭ごみの有料化」 <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/4651/kateigominoyuuryouka.pdf>

41 生駒市「家庭ごみの有料化導入によるごみ減量行動への誘導」

<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000000/342/1604.pdf>

42 生駒市「家庭ごみ有料により収集量が約13.8%減少」平成28年6月30日,

[https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000006/6795/280630\\_03\\_gomi.pdf](https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000006/6795/280630_03_gomi.pdf)

43 市川市「家庭ごみ有料化制度について」, <https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/000213040.pdf>

44 大分市「『家庭ごみ有料化』についての意見の要旨と市の考え方について」

<https://www.city.oita.oita.jp/o143/kurashi/gomi/documents/4f447144004.pdf>

45 大分市「家庭ごみ有料化について」平成23年12月,

<https://www.city.oita.oita.jp/o143/kurashi/gomi/documents/4ffa4f5d002.pdf>

46 大分市「家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項」

<https://www.city.oita.oita.jp/o143/kurashi/gomi/documents/5071121d004.pdf>

47 鹿児島市「家庭ごみの有料化に関する基本的な考え方」

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shigenseisaku/gomi/kate/shiru/shisaku/documents/yuryokanokihontekikangaekata.pdf>

48 川西市「ごみの有料化制度について」

[https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/018/868/85.pdf](https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/018/868/85.pdf)

49 木津川市「家庭系可燃ごみ有料指定袋制度の収益を活用したごみ減量施策等の実施方針」平成31年1月,

<https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,35415,c.html/35415/20190220-100341.pdf>

50 木津川市「家庭系ごみ処理の有料化の効果と必要性」

<https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,16236,c.html/16236/20160531-214448.pdf>

51 岐南町「岐南町ごみ有料化の基本方針」令和7年3月,

<https://www.town.ginan.lg.jp/secure/7207/basicpolicyonchargingforgarbage.pdf>

52 岐阜市「ごみ処理有料化制度について」

[https://www.city.gifu.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/031/678/siryu.pdf](https://www.city.gifu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/031/678/siryu.pdf)

53 国立市「家庭ごみ有料化の実施方針」平成28年11月,

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/material/files/group/48/yuryokazissi.pdf?>

54 五泉市「五泉市ごみ減量化実施計画（令和6年度～令和8年度）」令和6年3月,

<https://www.city.gosen.lg.jp/material/files/group/14/1211jisshikeikaku.pdf>

55 小平市「家庭ごみ有料化の検討」,

[https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/files/36082/036082/att\\_0000008.pdf](https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/files/36082/036082/att_0000008.pdf)

56 西条市「新たなごみ減量に向けた施策にさいして」

<https://www.city.saijo.ehime.jp/uploaded/attachment/60246.pdf>

57 滋賀県「市町におけるごみ処理有料化等の状況」 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/1044876.pdf>

58 士別市「士別市家庭ごみ有料化実施計画」平成31年（2019年）3月,

<https://www.city.shibetsu.lg.jp/material/files/group/8/kateigomi.pdf>

- 59 白井市「県内家庭ごみ有料化状況（県内全市町村）」  
<https://www.city.shiroi.chiba.jp/material/files/group/41/20112504.pdf>
- 60 逗子市「家庭ごみ処理有料化の導入について の基本的な考え方」平成 25 年 11 月  
[https://www.city.zushi.kanagawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/006/531/1-2010228171248.pdf](https://www.city.zushi.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/531/1-2010228171248.pdf)
- 61 瀬戸市「家庭ごみ処理費適正負担調査等報告書」令和 2 年（2020）年 2 月,  
<https://www.city.seto.aichi.jp/docs/2020/05/21/00099/files/honpen.pdf>
- 62 土浦市「家庭ごみ処理有料化制度導入について」  
[https://www.city.tsuchiura.lg.jp/jgcms/admin74892/data/doc\\_dummy/1487065633\\_doc\\_19\\_0.pdf](https://www.city.tsuchiura.lg.jp/jgcms/admin74892/data/doc_dummy/1487065633_doc_19_0.pdf)
- 63 玉野市「家庭系ごみ有料化の 基本的考え方」令和 2 年 2 月,  
<https://www.city.tamano.lg.jp/uploaded/attachment/11914.pdf>
- 64 知多市「家庭系収集ごみの有料化」  
[https://www.city.chita.lg.jp/docs/2018091400010/file\\_contents/setsumeikaishiryoku.pdf](https://www.city.chita.lg.jp/docs/2018091400010/file_contents/setsumeikaishiryoku.pdf)
- 65 東京 23 区区長会「検討できる減量施策及び導入による効果」  
<https://www.tokyo23-kuchokai-kiko.jp/report/docs/fcaa8446285e63cb5d0f4e01349dca4fc16591c3.pdf>
- 66 苫小牧市「家庭ごみの有料化に対する基本的な考え方」平成 22 年 9 月,  
<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00008600/00008639/docu42.pdf>
- 67 苫小牧市「家庭ごみ有料化に伴う各種課題について」  
<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/files/00008600/00008639/docu62.pdf>
- 68 豊能町「家庭ごみ収集の有料化（可燃ごみ・不燃ごみ）方針」平成 27 年 11 月,  
[https://www.town.toyono.osaka.jp/data/doc/1448941945\\_doc\\_69\\_0.pdf](https://www.town.toyono.osaka.jp/data/doc/1448941945_doc_69_0.pdf)
- 69 豊橋市「家庭ごみの有料化について」  
[https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/68977/dai3kai\\_siryoku2.pdf](https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/68977/dai3kai_siryoku2.pdf)
- 70 長野市「有料化制度のしくみ」, <https://www.city.nagano.nagano.jp/documents/257/19151.pdf>
- 71 新居浜市「家庭ごみの一部有料化に関する市の検討滋養強について」新居浜市廃棄物減量化等推進委員会資料, 平成 10 年 11 月,  
[https://www.city.niihama.lg.jp/uploaded/life/105505\\_435280\\_misc.pdf](https://www.city.niihama.lg.jp/uploaded/life/105505_435280_misc.pdf)
- 72 練馬区循環型社会推進会議「リサイクル・清掃事業の効率化と 負担のあり方について」（答申）平成 24 年（2012 年）,  
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/kouen/junkangatasyakai/20120322.files/siryoku2-2.pdf>
- 73 半田市「半田市家庭系ごみ有料化基本方針」平成 31 年 3 月,  
[https://www.city.handa.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/003/134/kihon\\_houshin.pdf](https://www.city.handa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/134/kihon_houshin.pdf)
- 74 東久留米市「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画」平成 29 年 3 月改訂,  
[https://www.city.higashikurume.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/009/183/kateigomi\\_yuryoka\\_jissikeikaku\\_kaitei.pdf](https://www.city.higashikurume.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/183/kateigomi_yuryoka_jissikeikaku_kaitei.pdf)
- 75 東大和市「家庭系廃棄物有料化方針」平成 25 年 8 月,  
[https://www.city.higashiyamato.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/001/945/20140221-113353.pdf](https://www.city.higashiyamato.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/945/20140221-113353.pdf)
- 76 武蔵野市「家庭ごみの有料化家庭ごみの有料化家庭ごみの有料化」  
[https://www.city.musashino.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/004/853/03.pdf](https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/853/03.pdf)
- 77 武蔵村山市「家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画」令和 3 年 10 月,  
[https://www.city.musashimurayama.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/013/435/zissikeikaku.pdf](https://www.city.musashimurayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/435/zissikeikaku.pdf)
- 78 弘前市「家庭系ごみ処理の有料化の効果と必要性」,  
[https://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/gomi/04\\_02hitsuyousei280426.pdf](https://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/gomi/04_02hitsuyousei280426.pdf)
- 79 藤沢市「ごみ処理有料化 3 年経過後の効果」,  
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankyous-kurashi/gomi/shushu/yuryoka/koka.html>
- 80 藤沢市「ごみ処理有料化の導入に関する基本的考え方について」  
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/documents/8509/000143040.pdf>
- 81 府中市「家庭廃棄物処理手数料の導入背景」  
<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/kekaku/singikyogi/kankyo/haikibutu/R3-4/haigenshinr0401.Files/siryoku8tesuuryoutyousa.pdf>
- 82 前田茂行, 藤岡栄子, 大隅俊之, 吉武和人「福岡市における家庭ごみ有料化によるごみ減量化効果」福岡市保健環境研究所廃棄物試験研究センター, <https://www.city.fukuoka.lg.jp/hokanken/kenkyu/shohou/documents/32-p110.pdf>

- 83 みよし広域連合「みよし広域圏家庭系ごみ有料化実施計画」令和3年(2021年)10月  
<https://www.miyoshikouiki.jp/docs/2021111500010/files/keikaku.pdf>
- 84 山形市清掃問題審議会「家庭系ごみの有料化の基本的手法の考え方について」(中間答申)平成20年6月13日,  
[https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/001/872/yuryouka-1.pdf](https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/872/yuryouka-1.pdf)・
- 85 八尾市「家庭ごみ有料化の仕組みについて」第3回八尾市廃棄物減量化等推進審議会(H25.1.24)資料  
[https://www.city.yao.osaka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/003/392/07.pdf](https://www.city.yao.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/392/07.pdf)
- 86 吉川市「有料化事例集」<https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,87,c.html/87/20180308-162727.pdf>
- 87 吉川市廃棄物減量等推進審議会「家庭系ごみ有料化の具体的方策について」(答申案)平成20年8月,  
<https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,87,c.html/87/20180308-163558.pdf>
- 88 蕨戸田衛生センター組合「家庭系ごみ有料化の事例調査」  
<https://www.warabitoda-e-c.or.jp/doc/aboutus/06R060209.pdf>
- 89 小平市「『家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行』についての基本方針」  
<https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/files/55721/05572>に関する検討報告書 1/att\_0000001.pdf
- 90 埼玉県清掃行政研究協議会「ごみ減量化施策『家庭ごみ有料化』に関する報告書」平成17年3月,  
<https://saiseiken.jp/tyousa/data/H16-01.pdf>
- 91 茅ヶ崎市「有料化に伴うごみ排出量の変化」  
<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/1042977/1048232.html>

#### 【多摩地域のデータ】

- 92 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(平成25年度統計概要)平成26年
- 93 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(平成26年度統計概要)平成27年
- 94 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(平成27年度統計概要)平成28年
- 95 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(平成28年度統計概要)平成29年
- 96 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(平成29年度統計概要)平成30年
- 97 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(2018(平成30)年度統計概要)2019年(令和元年)
- 98 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(2019(令和元)年度統計概要)2020年(令和2年)
- 99 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(2020(令和2)年度統計概要)2021年(令和3年)
- 100 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(2021(令和3)年度統計概要)2022年(令和4年)
- 101 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(2022(令和4)年度統計概要)2023年(令和5年)
- 102 公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」(2023(令和5)年度統計概要)2024年(令和6年)
- 103 東京たま広域資源循環組合「ごみの最終処分から、資源循環へ」令和5年3月発行.

## 5. 東京二十三区清掃事業の役割分担～二十三区、東京二十三区清掃協議会、東京二十三区清掃一部事務組合～

### 1 概要

清掃事業の区移管に係る廃棄物処理法の改正を含む「地方自治法等の一部改正する法律」（1998年5月8日公布）が2000年4月1日に施行されました。1999年度まで、二十三区の区域において東京都がごみの収集・運搬・処理・処分を行ってきましたが、この法改正により、二十三区は基礎的な地方自治体（基礎自治体）に位置づけられ、他の市町村と同様に、清掃事業は特別区（東京二十三区）が行うことになりました<sup>1</sup>。

東京二十三区の一般廃棄物の処理事業は、各区、東京二十三区清掃協議会（清掃協議会）、東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）、及び東京都の4者の役割分担により成り立っています。各区は、家庭が排出する廃棄物の収集運搬、清掃一組が清掃工場の運営、そして東京都が最終処分場（埋立処分場）の運営を担当しています。また二十三区と清掃一組が設立した清掃協議会は、二十三区間及び清掃一組の施策の調整機能を担っています。

### 2 東京二十三区

各区の役割は、一般廃棄物処理計画を策定し、その計画に沿って区域内で排出される一般廃棄物及び資源の分別収集と運搬です。各区によって若干異なりますが、基本的には清掃事務所が、排出者向けの廃棄物の適正排出と処理の啓発、収集・運搬、(区関与の)資源の拠点回収及び集団回収などを所管しています。

一般廃棄物のうち、家庭系廃棄物は戸別収集又はステーション収集を通じて収集されて、清掃一組が運営する清掃工場に搬入されます。事業系一般廃棄物は、排出事業者と契約を締結した許可業者（収集・運搬）が収集し、清掃工場まで運搬・搬入するのが原則です。ただし、東京二十三区では、少量廃棄物排出事業者が排出する事業系一般廃棄物及び資源については、各区が有料収集しています。

### 3 清掃協議会

#### 3.1 設立目的

清掃協議会は、東京二十三区の自主性を尊重しながら特別区の統一性を確保するために各区間の調整を図り、また効率性の観点から事務を共同して管理執行する必要があることから、地方自治法第252条2の2第1項の規定に基づき、2000年4月1日に設立されました。清掃協議会会長は、特別区長会会長が就任することになっています。

#### 3.2 役割

清掃協議会は、一般廃棄物処理業の許可業務（収集運搬・中間処理）及び、各区が行う事業系一般廃棄物の大規模排出事業者の排出指導（分別排出）や処理料金などの調整業務を担当しています。

### 4 清掃一組

#### 4.1 清掃一組の役割

清掃一組は、各区及び許可業者（廃棄物処理業者）が収集する廃棄物を焼却処理する焼却工場の整備・管理・運営に加えて、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理を行っています。

#### 4.2 職員の構成と身分

清掃一組が設立された2000年度は、大半の職員が東京都からの派遣職員（都派遣職員）でした。その後、2005年度までに都派遣職員は徐々に減少する一方、二十三区から派遣される職員（区派遣職員）が増加しました。2006年4月の政令による職員の身分切替時には、清掃一組の人事上の取扱い（2005年4月区長会総会）に基づき、清掃事業従事を希望した都派遣職員が東京二十三区への身分切換えを経て、清掃一組固有の職員に

なるとともに、人事交流による二十三区職員の身分切替及び新規採用ができるようになりました。2022年度以降は、90%以上が清掃一組固有職員で占めています（図5.1）。

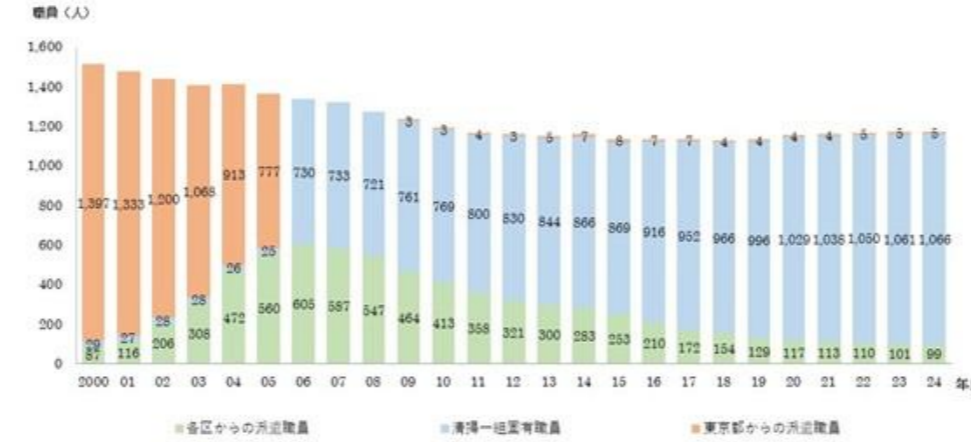


図 5.1 清掃一組の職員の構成の推移

### 5 東京都

東京都環境局は、廃棄物処理法の規定に基づいて「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。この計画は、都の廃棄物行政の基本的な方向を示すものであり、東京都環境基本計画の個別分野の計画です<sup>2</sup>。計画年度は、2021年度から2025年度です<sup>3</sup>。

廃棄物処理に関する事務としては、産業廃棄物収集運搬業の許可及び一般廃棄物処理施設の届出、許可・指導を行っています。二十三区域の廃棄物処理業者の許可業務は、清掃協議会が所管しています。

廃棄物埋立処分場の管理・運営は、環境局の重要な業務の一つです。廃棄物埋立処分場では、二十三区及び清掃一組から搬入される廃棄物や、都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の一部を埋立処分しています。現在、廃棄物の埋立ては、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場 B ブロックで行われています（図 5.2）。



図 5.2 東京都埋立処分場

#### 【面積】

○中央防波堤外側埋立処分場（埋立中）199ヘクタール（東京ドームの約42倍）（赤色枠内）

○新海面処分場（埋立中）480ヘクタール（黄緑色枠内）  
（うち廃棄物埋立て（A～Eブロック）319ヘクタール（東京ドームの約68倍））

<参考>中央防波堤内側埋立地（埋立終了）195ヘクタール（水色枠内）  
（うち廃棄物埋立て78ヘクタール（東京ドームの約17倍））

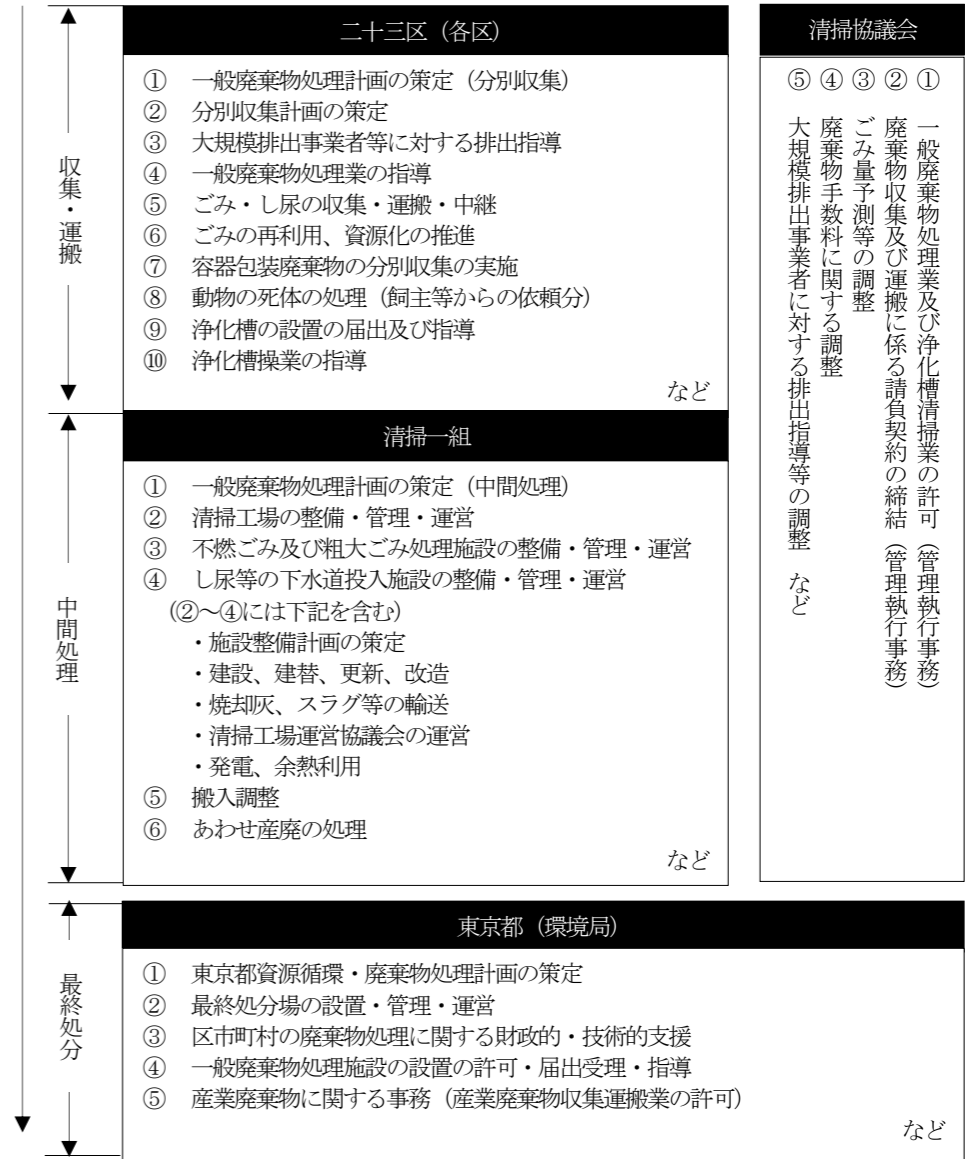
※1ヘクタール=10,000平方メートル

出典：東京都環境局、都の廃棄物埋立処分場について

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/landfill/chubou>

### 6 まとめ

図 5.3 は、一般廃棄物の収集運搬から中間処理（焼却）、最終処分（埋立）という廃棄物処理の流れに沿って、各区、清掃協議会、清掃一組及び東京都環境局の役割をまとめたものです。廃棄物組成調査は、一般廃棄物処理計画の策定に必要となる基礎データです。各区が行う組成調査は、集積場や各戸から収集した廃棄物の組成比率を把握し、分別収集計画や資源化目標を設定することが主目的ですが、清掃一組は清掃工場のピットに投入された廃棄物の発熱量の算定を目的としています。



注：協議会は地方自治法第252条の2に基づき、一部事務組合は地方自治法第284条の規定に基づき設立されました。

出典：東京都『東京都清掃事業100年史』平成12年3月発行、p.379、東京二十三区清掃一部事業組合「事業概要」令和6年度版、p.87.一部加筆、

図 5.3 二十三区清掃事業の役割分担

<sup>1</sup> 東京二十三区清掃一部事務組合、事業概要、令和6年度版、p.89.

<sup>2</sup> 東京都廃棄物処理計画は、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた計画で、2001年度（H13）に初めて策定されました。

<sup>3</sup> 東京都環境局、東京都資源循環・廃棄物処理計画【概要版】（2021年9月策定）。

～参考～

### (1) 清掃事業移管の経緯

東京二十三区域の清掃事業が都から二十三区に移管される経緯は表の通りです（表 5.1）。

表 5.1 地方自治法改正（1998年5月）までの経緯

| 年          | 経緯  |
|------------|---|
| 1964（S.39） | 地方自治法改正 <p>特別区の事務権能が拡充される。福祉事務所等列举事務が10項目から21項目に拡充（一部概括列举）</p> <p>ごみ収集・運搬事務を特別区の事務に規定（別に法律で定める日までは引き続き都が処理）</p>                   |
| 1974（S.49） | 地方自治法改正 <p>自治法施行令により、別に法律が定める日までの間は、特別区が行う公衆便所、公衆用ごみ容器の設置・維持管理の事務のみを行う。</p>   |
| 1986（S.61） | 都区協議会において「都区制度改革の基本的方向」を了承 <p>『二十三区の内部団体性格を改め、大都市区域における基礎的自治体として、普通地方公共団体に位置づける。一般廃棄物の収集・運搬に関する事務は、特別区に移管する。』</p>                 |
| 1990（H.2）  | 第22次地方制度調査会答申「都区制度改革に関する答申」 <p>『都区協議会の「都区制度改革の基本方向」に掲げられている事項（一般廃棄物の収集・運搬に関する事務）については、概ねその方向で区に移譲すべきである。』</p>                     |
| 1992（H.4）  | 都区制度改革推進協議会 <p>『第22次地方制度調査会答申を踏まえ、検討経過を都区で発表、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「一般廃棄物の収集運搬に関する事務」の範囲を移管する。』</p>                                |
| 1994（H.6）  | 都区間で「都区制度改革に関するまとめ（協議会案）」を合意 <p>移管の範囲を廃棄物の処理及び清掃に関する法律で市町村（長）が行うこととされている事務の全て（収集・運搬・中間処理・最終処分全て）とし、移管の時期を平成12年4月（2000年4月）とした。</p> |
| 1998（H.10） | 地方自治法改正 <p>「地方自治法等の一部改正する法律」が公布された。（平成12年4月1日施行）</p> <p>関連法令として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の改正</p>   |

出典：東京二十三区清掃一部事務組合,事業概要, 令和6年度版, p.89.

### (2) 清掃工場

表 5.2 は、現在稼働中の清掃工場一覧です。また表 5.3～表 5.5 は、それぞれ灰溶融施設、不燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の一覧です。

表 5.2 清掃工場一覧

| No. | 工場名 | 竣工年月    | 形式 <sup>注1</sup>  | 焼却能力        | 余熱利用     |                  |   |
|-----|-----|---------|-------------------|-------------|----------|------------------|---|
|     |     |         |                   | （トン/日）      | 発熱出力(kW) | 給熱 <sup>注2</sup> |   |
| 1   | 有明  | 1995.12 | A 三菱重工マルチン式       | 400         | 5,600    | 蒸気、高温水           |   |
| 2   | 千歳  | 1996.03 | A 川崎重工サン型         | 600         | 10,000   | 高温水              |   |
| 3   | 墨田  | 1998.01 | A 日立造船デ・ロール       | 600         | 13,000   | 高温水              |   |
| 4   | 新江東 | 1998.09 | A タクマHN型          | 1,800       | 50,000   | 蒸気、高温水           |   |
| 5   | 港   | 1999.01 | A 三菱重工マルチン式       | 900         | 22,000   | －                |   |
| 6   | 豊島  | 1999.06 | B IHI 散気管式        | 400         | 7,800    | 高温水              |   |
| 7   | 渋谷  | 2001.07 | B 荏原旋回流型          | 200         | 4,200    | －                |   |
| 8   | 中央  | 2001.07 | A 日立造船デ・ロール       | 600         | 15,000   | 蒸気               |   |
| 9   | 板橋  | 2002.11 | A 住友重機械 W+E 式     | 600         | 13,200   | 高温水              |   |
| 10  | 多摩川 | 2003.06 | A IHI 回転ストーカ式     | 300         | 6,400    | 高温水              |   |
| 11  | 足立  | 2005.03 | A 荏原 HPCC 型       | 700         | 16200    | 高温水              |   |
| 12  | 品川  | 2006.03 | A 日立造船デ・ロール       | 600         | 15,000   | 高温水              |   |
| 13  | 葛飾  | 2006.12 | A タクマ SN 型        | 500         | 13,500   | 高温水              |   |
| 14  | 世田谷 | 2008.03 | C 川崎重工流動床式        | 300         | 6,750    | 蒸気               |   |
| 15  | 大田  | 新       | 2014.09           | A タクマ SNF 型 | 600      | 22,800           | － |
| 16  |     | 第一      | 1990.03           | A タクマ HN 型  | 600      | 9,000            | － |
| 17  | 練馬  | 2015.11 | A JFE ハイパー21 ストーカ | 500         | 18,700   | 高温水              |   |
| 18  | 杉並  | 2017.09 | A 日立造船デ・ロール       | 600         | 24,200   | 温水               |   |
| 19  | 光が丘 | 2021.03 | A タクマ SNF 型       | 300         | 9,150    | 蒸気。温水            |   |
| 20  | 目黒  | 2023.03 | A JFE ハイパー21 ストーカ | 600         | 2,1500   | 高温水              |   |

注 1: 焼却炉の分類はつぎの通り。A: 火格子（ストーカー）式焼却炉（全連続焼却式）、B:流動床式焼却炉（全連続式）、C:ガス化溶融炉（全連続式）

注 2: 給熱欄の高温水・温水は、給熱媒体として循環している。

出典：東京二十三区清掃一部事務組合,事業概要, 令和6年度版, p.114.

表 5.3 灰溶融施設

| No. | 施設名                   | 竣工年月    | 形式      | 規模           |
|-----|-----------------------|---------|---------|--------------|
| 1   | 板橋清掃工場 <sup>※1</sup>  | 2002.11 | 電気式灰溶融炉 | 90 トン/日×2 基  |
| 2   | 多摩川清掃工場 <sup>※1</sup> | 2003.06 | 燃料式灰溶融炉 | 30 トン/日×1 基  |
| 3   | 足立清掃工場 <sup>※1</sup>  | 2005.03 | 電気式灰溶融炉 | 65 トン/日×2 基  |
| 4   | 品川清掃工場 <sup>※1</sup>  | 2006.03 | 燃料式灰溶融炉 | 90 トン/日×2 基  |
| 5   | 葛飾清掃工場 <sup>※1</sup>  | 2006.12 | 電気式灰溶融炉 | 55 トン/日×2 基  |
| 6   | 世田谷清掃工場 <sup>※1</sup> | 2007.12 | 電気式灰溶融炉 | 60 トン/日×2 基  |
| 7   | 中防灰溶融施設 <sup>※2</sup> | 2006.12 | 電気式灰溶融炉 | 100 トン/日×2 基 |

※1 板橋、多摩川、足立、品川、葛飾及び世田谷清掃工場は、灰溶融炉を休止している。

※2 中防灰溶融処理は、灰溶融炉を休止し飛灰固化及び主灰積替を行っている。

出典：東京二十三区清掃一部事業組合「事業概要」令和6年度, p.115.

表 5.4 不燃ごみ処理施設

| No. | 施設名                | 竣工年月    | 形式      | 規模           |
|-----|--------------------|---------|---------|--------------|
| 1   | 中防不燃ごみ処理センター第二プラント | 1996.01 | 横型回転衝撃式 | 48 トン/時×2 系列 |
| 2   | 京浜島不燃ごみ処理センター      | 1996.11 | 縦型回転衝撃式 | 8 トン/時×4 系列  |

出典：東京二十三区清掃一部事業組合「事業概要」令和6年度, p.115.

表 5.5 粗大ごみ処理施設

| No. | 施設名        | 竣工年月    | 形式      | 規模             |
|-----|------------|---------|---------|----------------|
| 1   | 粗大ごみ破砕処理施設 | 1979.06 | 縦型回転衝撃式 | 32.1 トン/時×2 系列 |

出典：東京二十三区清掃一部事業組合「事業概要」令和6年度, p.115.

## (3) 二十三区の廃棄物所管部署

表 5.6 は、二十三区の廃棄物所管部署の一覧です。

表 5.6 二十三区の廃棄物所管部署（清掃事務所）

| 区    | 所管                              | 所在地             | 電話              |
|------|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 千代田区 | 環境まちづくり部千代田清掃事務所                | 千代田区外神田 1-1-6   | 03-3251-0566    |
| 中央区  | 環境土木部中央清掃事務所                    | 中央区京橋 1-19-6    | 03-3562-1521    |
| 港区   | 環境リサイクル支援部 <p>みなとりサイクル清掃事務所</p> | 港区港南 3-9-59     | 03-3450-8025    |
| 新宿区  | 環境清掃部ごみ減量リサイクル課                 | 新宿区歌舞伎町 1-4-1   | 03-5273-3318    |
|      | 新宿清掃事務所                         | 新宿区下落合 2-1-1    | 03-3950-2923    |
| 文京区  | 資源環境部リサイクル清掃課                   | 文京区春日 1-16-21   | 03-5803-1184    |
|      | 文京清掃事務所                         | 文京区後楽 1-7-29    | 03-3813-6661    |
| 台東区  | 環境清掃部清掃リサイクル課                   | 台東区東上野 4-5-6    | 03-5246-1018    |
|      | 台東清掃事務所                         | 台東区今戸 1-6-26    | 03-3876-5771    |
| 墨田区  | すみだ清掃事務所                        | 墨田区業平 5-6-2     | 03-5608-6922    |
| 江東区  | 環境清掃部清掃リサイクル課                   | 江東区東陽 4-11-28   | 03-3647-9181    |
|      | 江東区清掃事務所                        | 江東区潮見 1-29-7    | 03-3644-6216    |
| 品川区  | 品川区清掃事務所                        | 品川区大崎 1-14-1    | 03-3490-7051    |
|      | 品川清掃事務所荏原庁舎                     | 品川区平塚 1-10-11   | 03-3786-6552    |
| 目黒区  | 環境清掃部清掃リサイクル課                   | 目黒区上目黒 2-19-15  | 03-5722-9397    |
|      | 目黒区清掃事務所                        | 目黒区目黒本町 2-13-19 | 03-3719-5345    |
| 大田区  | 環境清掃部清掃事業課                      | 大田区蒲田 5-13-14   | 03-5744-1628    |
|      | 大森清掃事務所                         | 大田区中央 2-3-6     | 03-3774-3811    |
|      | 蒲田清掃事務所（調布地区）                   | 大田区下丸子 2-33-1   | 03-6459-8201    |
|      | 蒲田清掃事務所（蒲田地区）                   | 大田区下丸子 2-33-5   | 03-6451-9535    |
| 世田谷区 | 清掃・リサイクル部管理課                    | 世田谷区松原 6-3-5    | 03-6304-3210    |
|      | 世田谷清掃事務所                        | 世田谷区上馬 5-21-13  | 03-3425-3111    |
|      | 玉川清掃事務所                         | 世田谷区野毛 1-3-7    | 03-3703-2638    |
|      | 砧清掃事務所                          | 世田谷区八幡山 2-7-1   | 03-3290-2151    |
| 渋谷区  | 環境政策部清掃リサイクル課                   | 渋谷区渋谷 1-2-17    | 03-5467-4073    |
|      | 渋谷区清掃事務所                        | 渋谷区渋谷 1-2-17    | 03-5467-4300    |
| 中野区  | 環境部ごみゼロ推進課                      | 中野区中野 4-9-4     | 03-3228-5563    |
|      | 中野区清掃事務所                        | 中野区松が丘 1-6-3    | 03-3387-5353    |
| 杉並区  | 環境部ごみ減量対策課                      | 杉並区阿佐谷南 1-15-1  | 03-3312-2111（代） |
|      | 杉並清掃事務所                         | 杉並区成田東 5-15-20  | 03-3392-7281    |
| 豊島区  | 環境清掃部ごみ減量推進課                    | 豊島区池袋本町 1-7-3   | 03-3981-1320    |
|      | 豊島清掃事務所                         | 豊島区池袋本町 1-7-3   | 03-3984-9681    |

|      |                 |                 |                 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 北区   | 生活環境部リサイクル清掃課   | 北区王子 1-12-4     | 03-3908-8538    |
|      | 北区清掃事務所         | 北区豊島 8-4-3      | 03-3913-3141    |
| 荒川区  | 環境清掃部清掃リサイクル推進課 | 荒川区町屋 5-19-1    | 03-5692-6690    |
|      | 清掃リサイクル事務所      | 荒川区町屋 5-19-1    | 03-3892-4671    |
|      | 清掃リサイクル事務所      | 荒川区町屋 5-19-1    | 03-3892-4671    |
| 板橋区  | 資源環境部資源循環推進課    | 板橋区板橋 2-66-1    | 03-3579-2217    |
|      | 板橋東清掃事務所        | 板橋区東坂下 2-20-9   | 03-3969-3721    |
|      | 板橋西清掃事務所        | 板橋区徳丸 1-16-1    | 03-3936-7441    |
| 練馬区  | 環境部清掃リサイクル課     | 練馬区豊玉北 6-12-1   | 03-3993-1111（代） |
|      | 練馬清掃事務所         | 練馬区豊玉上 2-22-15  | 03-3992-7141    |
|      | 石神井清掃事務所        | 練馬区上石神井 3-34-25 | 03-3928-1353    |
| 足立区  | 環境部ごみ減量推進課      | 足立区中央本町 1-17-1  | 03-3880-5301    |
|      | 足立清掃事務所         | 足立区東伊興 3-23-9   | 03-3853-2141    |
| 葛飾区  | 環境部リサイクル清掃課     | 葛飾区立石 5-13-1    | 03-5654-8271    |
|      | 葛飾区清掃事務所        | 葛飾区立石 5-13-1    | 03-3693-6113    |
| 江戸川区 | 環境部清掃課          | 江戸川区中央 1-4-1    | 03-5662-4387    |
|      | 小岩清掃事務所         | 江戸川区東小岩 1-7-7   | 03-3673-2551    |
|      | 葛西清掃事務所         | 江戸川区臨海町 4-1-2   | 03-3687-3896    |

出典：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/inquiry/contact\_list/resource/garbage/inquiries\_section

### (4) 東京都環境局資源循環推進部の事務（業務）

表 5.7 は、廃棄物を所管する東京都環境局の資源循環推進部の事務分掌です。

表 5.7 環境局資源循環推進部の事務（業務）

|          |  |
|----------|--|
| 計画課      | <ol style="list-style-type: none"><li>資源循環施策及び廃棄物対策に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>資源循環施策及び廃棄物対策に係る事業者その他関係団体との調整及び支援に関すること。</li> <li>廃棄物処理計画に関すること。</li> <li>東京都廃棄物審議会に関すること。</li> <li>清掃事業に係る特別区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>清掃事業に係る財産及び物品の管理に関すること。</li> <li>部内他の課に属しないこと。</li></ol>   |
| 一般廃棄物対策課 | <ol style="list-style-type: none"><li>廃棄物処理施設整備事業(区市町村廃棄物処理施設整備事業を含む。)に係る循環型社会形成推進交付金に関すること。</li> <li>区市町村廃棄物処理施設の技術的及び財政的援助に関すること。</li> <li>分別収集促進計画に関すること。</li> <li>一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に関すること。</li> <li>廃棄物再生事業者の登録に関すること。</li> <li>浄化槽の届出及び指導並びに浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。</li> <li>浄化槽に係る水質検査業務を行うものの指定に関すること。</li> <li>廃棄物の最終処分に関すること。</li> <li>埋立処分場の施設整備計画及び維持施設等の運営計画に関すること。</li> <li>廃棄物埋立管理事務所に関すること。</li></ol> |
| 産業廃棄物対策課 | <ol style="list-style-type: none"><li>産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。</li> <li>産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。</li> <li>産業廃棄物の排出者への指導に関すること。</li> <li>産業廃棄物の搬入承認に関すること。</li> <li>PCB 廃棄物の処理対策の推進に関すること。</li> <li>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関すること。</li></ol>   |

出典：東京都環境局「事業概要 令和6年度版」令和6年9月発行, pp.5～6.

参考文献

- 東京二十三区清掃協議会「一般廃棄物処理業の手引」令和6年2月。
- 東京二十三区清掃一部事業組合「事業概要」令和6年度。
- 東京二十三区清掃一部事務組合『清掃事業の歴史～東京ごみ処理の変遷～』n.d.
- 東京都環境局「事業概要 令和6年度版」令和6年9月発行。
- 東京都環境局, 東京都資源循環・廃棄物処理計画【概要版】(2021年9月策定)。
- 東京都環境局, 東京都資源循環・廃棄物処理計画, 2021（令和3）年9月。
- 財団法人東京都清掃局『東京都清掃事業100年史』平成12年3月発行。
- 森浩志「特別区への清掃事業移管のねらいと効果を振り返る」『生活と環境』平成31年3月号。

令和6年度・令和7年度  
家庭系可燃ごみの有料化の効果に関する調査  
報告書

令和7年6月発行

編集者 公益財団法人 古紙再生促進センター  
〒104-0042 東京都中央区入船3-10-9  
新富町ビル  
電話 03(3537)6822

---

本書は当公益財団法人の了解を得ずに無断で転載する  
ことのないようにお願いします。